

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 2 1 年 3 月 1 3 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木・ 横田 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 06 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「第 6 次小樽市総合計画基本計画の策定について」

(総務) 企画政策室笠原主幹

一昨年から策定作業を進めてまいりました第 6 次小樽市総合計画基本計画を策定いたしましたので、その内容について報告させていただきます。

このたびの基本計画は、昨年第 3 回定例会で議決をいただいた基本構想に沿って分野ごとに施策の体系を定め、施策の展開方法と主要な事業を示すものとして掲げられたものでございます。計画期間につきましては、平成 21 年度から 30 年度の 10 か年の計画として作成させていただきました。この基本計画は、総合計画に示した各施策の達成度を高め、物差しの役割を持つ成果指標の考え方を盛り込みました。まちづくり五つのテーマの 33 の施策にそれぞれ一つから三つの成果指標を設定し、計画の推進管理を行っていくこととし、指標名、指標の内容、現状値、平成 30 年度の目標値を記述いたしました。

また、今回の計画では、にぎわいと活力に満ちたまちで、だれもが健康で安心して暮らせる地域社会の実現のため、四つの戦略から成る元気づくりプログラムを設け展開することとしております。

実施計画につきましては、今後、策定作業を開始いたしますが、夏から秋にかけてまとめたいと、このように考えております。

なお、基本計画の内容につきまして、説明は省略させていただきたいと思っております。

委員長

「平成 21 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

(総務) 企画政策室林主幹

平成 21 年第 1 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 2 月 19 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

提出された議案につきましては、いずれも 2 月 13 日開催の当委員会において報告いたしました平成 21 年度一般会計予算、平成 21 年度港湾整備事業特別会計予算、平成 20 年度一般会計補正予算(第 1 号)、平成 20 年度港湾整備事業特別会計補正予算(第 2 号)の 4 件であり、それぞれ原案どおり可決されました。

委員長

「本庁舎電話交換業務の民間委託について」

(総務) 総務課長

2 月 13 日開催の総務常任委員会で報告いたしました本庁舎における電話交換業務の民間委託の経過について報告いたします。

2 月 16 日に平成 20 年度一般会計補正予算として債務負担行為の設定を専決処分し、2 月 29 日に指名競争入札を執行いたしました。その結果、NTT 北海道テレマート株式会社と契約金額 832 万 6,500 円をもって業務委託契約を締結し、4 月からのスムーズな移行に向け、現在準備を進めているところでございます。

委員長

「定額給付金給付事業等実施本部の立ち上げについて」

(総務) 職員課長

平成 21 年 2 月 26 日付けで定額給付金給付事業等実施本部を立ち上げましたので、報告いたします。

定額給付金及び子育て応援特別手当の支給業務につきましては、昨年 12 月 1 日付けで準備室を設け、8 名の兼務体制で準備作業に取り組んでまいりましたが、このたび第 1 回定例会に準備予算を計上し、本格的な作業を開始することとなり、予算議決日の翌日の 2 月 26 日付けで実施本部を立ち上げました。

この実施本部では、本部長を副市長とし、以下部長職 3 名、次長職 2 名、課長職 6 名、係長職 8 名、係員 5 名の計 25 名体制であり、副市長を除く職員は全員兼務体制となっております。

各課とも年度末の業務繁忙期でありますことから、当面は兼務発令とし、兼務発令人員を多めにすることで、特定の職員のみにも過重な業務とならないように配慮いたしております。

委員長

「財政健全化計画の収支計画の見直しについて」

(財政) 中田主幹

財政健全化計画の収支計画の見直しを行いましたので報告いたします。

資料の説明に入ります前に、若干これまでの経過を報告申し上げますと、財政健全化計画につきましては、2 年前の平成 19 年 3 月に策定したものでありますが、その後、市税収入や地方交付税の減少のほか、病院事業会計の繰出金の見直しなどを踏まえ、昨年 3 月に計画全体の見直しを行ったところであります。その後、さらに 20 年度の収支状況や、本定例会に提案させていただいた予算を勘案し、計画の見直しを含めて検討をしております。その後、さらに 20 年度の単年度収支が本定例会後で 7,200 万円ほどの黒字が見込まれることや、21 年度予算における一般財源収入総額が計画における見積額よりも増額となり、実質的な財源確保の額が 20 年度より若干改善することとなったことなどから、今回につきましては、財政健全化計画全体の見直しまでは行わず、計画中のいわゆる計数的な収支見直しを示した収支計画の部分のみを見直し、示すこととした次第でございます。

それでは、資料に従って説明をいたしますので、まず配布資料をごらんください。

1 ページの上段になりますが、「財政健全化計画の収支計画について、平成 21 年度予算案等を踏まえ見直しを行いました。」としております。

次に、四角枠の中ですが、「平成 21 年度の当初予算は収支均衡となっており、それに基づくと平成 21 年度末の累積赤字額は平成 20 年度末見込みと同額の 12 億 2,500 万円となりますが、年度開始後の予算執行における経費節減等により、単年度収支 1 億 1,600 万円の黒字を確保し、累積赤字額を現行計画と同額の 11 億 900 万円とすることを目標とします。」といたしております。

また、22 年度以降は 21 年度予算などを踏まえまして、以下の前提条件で試算をしております。下線を付した部分が主な変更点です。その内容を説明いたします。

まず、歳入についてであります。 (1) 地方税は 21 年度予算などを踏まえ試算しました。表の記載のとおり、基本的には試算を行うベースを 20 年度予算から 21 年度予算へと変更したものでありますが、固定資産税と都市計画税に

つきましては、次回の評価替えの 24 年度の減少率を 21 年度の評価替えの減少率と同率として試算をいたしました。
(2) 譲与税・交付金につきましては、経過措置のある特例交付金を除き、21 年度予算と同額と見込みました。
(3) 地方交付税につきましても、そのベースを 20 年度予算から 21 年度予算に変更いたしました。そのほかの前提条件は現行計画と同じといたしました。(4) 国・道支出金につきましては、歳出の動向などを勘案し試算いたしました。(5) 繰入金につきましては、現行計画と同額の下水道事業会計からの借入れを見込んでおります。
(6) 地方債につきましては、臨時財政対策債は地方交付税と同じ条件で試算をいたしました。退職手当債は職員給与費の再算定に伴い借入額を変更いたしました。

次に、歳出についてであります。(1) 人件費では、職員給与費の削減・職員数につきましては現行計画の考えを基本として試算していますが、共済費につきましては、平成 21 年度からの事業主負担分の共済掛金のアップを考慮して積算いたしました。

なお、職員給与費の削減につきましては、毎年度財政状況を見ながら判断していくこととしております。
(2) 扶助費につきましては、現行計画よりもさらに増額して、21 年度をベースに毎年度 2 億円増と見込み、(3) 公債費につきましては、起債の借入額に変更がありますので、再度試算を行いました。(4) 補助費等につきましては、北しりべし廃棄物処理広域連合負担金、石狩湾新港管理組合負担金、後期高齢者医療療養給付費負担金、水道事業会計の償還金を記載のとおり変更し、(5) 普通建設事業費につきましては、現時点で見込まれるものを計上いたしました。(6) 物件費等につきましては、事務事業の見直し必要額を考慮して見込額を算出してあります。
(7) 繰出金につきましては、国民健康保険事業は 21 年度と同額として、介護保険事業は介護保険事業計画に基づき試算したほか、後期高齢者医療事業は現行計画より各年度約 3,500 万円増と見込み、病院事業会計は病院改革プランに基づく繰出金額に変更いたしました。

このような前提条件で歳入歳出額の見直しを行った結果が、財政健全化計画(一般会計)の収支計画に示した内容となります。その結果、表の一番下の行の累積収支の欄にありますように、累積赤字額を 20 年度は、本定例会補正後の最終予算上の赤字額である 12 億 2,500 万円とし、21 年度は、冒頭に申し上げましたように単年度収支で 1 億 1,600 万円の黒字を確保し、現行計画と同額の 11 億 900 万円とすることを目標とし、22 年度は 7 億 3,500 万円、23 年度は 1 億 9,100 万円と見込み、最終 24 年度で累積赤字を解消し、2,900 万円の黒字とすることを目標としております。

最後になりますが、今後は 21 年度の地方交付税の算定や他の収入支出の状況のほか、22 年度の地方財政対策の動向などを踏まえ、必要に応じ改めてこの財政健全化計画の見直しも検討してまいりたいと考えております。

委員長

「小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について」

(教育) 総務管理課長

小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書について説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成 19 年 6 月に一部改正され、20 年度から教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするというふうに規定されました。

したがいまして、小樽市教育委員会におきましても、今年度から 19 年度に執行した事務を対象に、小樽市立学校教育推進計画及び小樽市社会教育推進計画に基づき執行した事務、その他学校保健法や学校給食法に基づく事務を 20 の評価項目に分類いたしまして、評価項目ごとに点検評価を行ったところであります。

報告書で簡単に説明させていただきますけれども、1 枚目を開いていただきますと、目次がございます。この報告書の全体の構成でありますけれども、「はじめに」ということでございまして、あと以下、点検及び評価の対象、

それから教育委員会の活動状況、以下、教育委員会の会議の開催状況等々を記載してございます。それから、事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、最後に学識経験者からの御意見ということで記載しております。

それから、10 ページ目をごらんいただきたいと思います。事務の管理及び執行の状況の点検及び評価ということで、先ほども申し上げましたように、学校教育推進計画及び社会教育推進計画を基に執行された事務、それから学校保健、学校給食にかかわる管理及び執行の状況の点検・評価ということで、以下の 20 項目にわたって評価項目を分類したところであります。この 20 項目の評価項目に基づきまして、11 ページ以降で点検・評価をさせていただいたところであります。

それから、最後に 52 ページをごらんいただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、学識経験を有する者の知見の活用ということでございますけれども、これに関しましては、ここにも書いてございますように、小樽市父母と教師の会連合会副会長の福原様と元社会教育委員の久保田様、この 2 名の方から、今回の点検及び評価の内容につきまして御意見をいただきましたので、このような形で記載させていただいております。

なお、この報告書につきましては、市民への公表ということで今後ホームページへ掲載するとともに、各小中学校及び各小中学校 P T A 等へ配布を予定してございます。

委員長

「学校給食費の改定について」

(教育) 学校給食課長

本市の学校給食の実施内容及び学校給食費については、昨年 9 月に教育長から保護者、学校教職員、学校長の三者で構成する小樽市学校給食運営協議会に諮問し、その検討結果については、去る 3 月 5 日に答申として小樽市教育委員会へ提出していただきました。市教委は、このたびの答申内容を踏まえて、平成 21 年度の給食内容及び学校給食費を決定しましたので、その内容について報告を申し上げます。

別紙資料に基づき説明をいたします。

まず、学校給食の内容についてであります。 (1) 児童・生徒の学校給食摂取基準については、このたび文部科学省の基準の改定がありましたが、改定後の内容に準拠するものであります。 (2) 年間給食回数及び (3) 主食、牛乳、おかず等の構成及び数量については、いずれも平成 20 年度と同一の内容であります。

次に学校給食費については、主食であるパン及び米飯の次年度の価格が北海道学校給食会から示され、また牛乳についても価格が引上げとなりましたが、その内容は、パンについては 19 年度から道産小麦粉 100 パーセント原料のパンを供給しておりますが、20 年度における国内小麦の原料価格の著しい上昇から、学校給食会の次年度の小麦粉の原料価格が対前年度比 50 パーセント増となる著しい価格改定があり、本市が供給するパンの価格が平均 9.1 パーセントの上昇となること、米飯については道産米のなつぼしを使用しておりますが、道産品に対する近年の需要の高まりなどの影響から、学校給食会の価格も引上げとなり、米飯価格が平均 3.6 パーセントの上昇となること、牛乳については、この間の原料乳引上げの動向から、給食用牛乳の価格が平均 7.7 パーセント上昇となることなどあります。

これらの大幅な価格改定を踏まえて、運営協議会の給食検討委員会においては、パンの種類の変更や牛乳以外の飲物廃止、おかずの見直し、さらには給食の配食量の検討や給食回数の削減など、種々検討を重ねていただきましたが、パンの種類の変更や牛乳以外の飲物の廃止については、昨年度の改定の際に既に相当の内容変更を行っていることや、おかずの見直しについても、主食、牛乳の価格改定分をおかずで調整する場合には、おかずの大幅な削減を伴うこととなり、結果として必要な栄養摂取基準を満たさないことなどから、給食費の改定を行わないとすると、これまでの給食内容は維持できず、必要な栄養摂取基準にも欠けるため、給食費の最小限度の引上げはやむなしとの答申を受けた経過となっております。

改定後の給食費については、資料の後段の表内に記載のとおりであり、小学校、中学校いずれも月額 100 円の引

上げとなり、改定率はおおむね 2.6 パーセント前後であります。

今後、保護者の皆様へ内容の周知を図るため、次年度の改定金額及び改定に至った経過などにつきまして、文書をもって各家庭へ連絡し、御理解を得ていく予定であります。

委員長

「小樽市社会教育推進計画について」

(教育)生涯学習課長

小樽市社会教育推進計画について報告いたします。

これまで社会教育に関する推進計画は単年度の計画を毎年策定しておりましたが、平成 18 年 11 月に教育委員会より、社会教育委員会議に対して「社会教育に関する中長期的な推進計画」の策定について諮問がなされました。この諮問を受けて社会教育委員会議では策定委員会を設置し、検討を進め、昨年 11 月に教育委員会にこの諮問を答申いたしました。その後、パブリックコメントの手続きを経て、本年 1 月 29 日の教育委員会でこの推進計画が決定されたものです。

この推進計画の計画期間であります。21 年度から 30 年度までの 10 か年とし、社会情勢等の変化に応じて 5 年をめどに見直しを行うこととしております。

次に、計画の概要について説明いたします。

まず、計画の目的ですが、「心豊かに学び、ともに支え合うふるさと小樽をつくる」とし、三つの目標を定めております。目標の一つ目は、生涯各期において、市民が自ら進んで学ぶことができる機会を拡充し、生涯学習社会を実現する。二つ目は、文化芸術やスポーツ・レクリエーションに親しみ、明るく豊かな市民生活を実現する。三つ目は、社会教育及び社会体育における学習や活動のプログラムを充実させ、より良い学びの場を実現するとしております。

これら三つの目標の下、三つの重点を設定しております。重点 1 は「生涯各期の学習活動の推進」、重点 2 は「文化芸術、スポーツ・レクリエーションの推進」、重点 3 は「社会教育施設の利活用の推進」としてしております。これら三つの重点にそれぞれ観点、推進方法を定めて計画を推進してまいります。

なお、この社会教育推進計画に基づいて毎年単年度の社会教育事業計画を策定し、事業を実施していくものであります。

委員長

「小樽市学校支援地域本部事業の 21 年度申請について」

教育部長

小樽市学校支援地域本部事業の 21 年度申請について報告いたします。

学校支援地域本部事業に関しましては、平成 20 年度の申請はしない旨これまで答弁をしておりましたが、21 年度につきましては地域の関係者と協議を行い、去る 2 月 10 日に申請書を提出いたしました。昨日の予算特別委員会におきまして、申請に当たって議会に報告があつてしかるべきではないかとの御指摘を受けたところであります。よりまして、本日、当委員会に報告させていただきます。また、今後はこうしたことのないよう十分注意してまいります。

委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次、御説明を願います。

「議案第 27 号について」

(総務)総務課長

議案第 27 号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

統計法及び統計報告調整法に規定する統計調査に係る個人情報については、これらの法において秘密の保護、目

的外使用の禁止、適正な管理等、所要の保護措置が講じられていることから、小樽市個人情報保護条例を適用しないとしています。

平成 21 年 4 月 1 日から統計法の全部を改正する新統計法が全面施行され、統計報告調整法が廃止されますので、これらの法を引用している部分について所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第 41 号について」

(消防)主幹

議案第 41 号小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案は、消防法の一部を改正する法律が平成 19 年 6 月 22 日に公布され、21 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、小樽市消防団員等公務災害補償条例中に引用されている条項の消防法第 36 条は、第 36 条第 7 項に改正されることから、条例中の引用条項も同様に第 36 条第 7 項と改めるための一部改正でございます。小樽市消防団員等公務災害補償条例の内容につきましては変更ございません。

委員長

「議案第 42 号について」

(消防)予防課長

議案第 42 号小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案について提案趣旨を説明いたします。

本条例案は、平成 18 年 1 月、長崎県大村市の認知症高齢者グループホームで火災が発生し、7 名の高齢者が亡くなったことを受けて、スプリンクラー設備や自動火災報知設備など消防用設備等の基準が強化された消防法施行令の一部改正に基づく消防法施行規則の一部改正に伴い、スプリンクラー設備の技術上の基準の付加について、同規則で定める基準を、小樽市火災予防条例に追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

委員長

「議案第 45 号について」

菊地委員

日本共産党を代表しまして、議案第 45 号小樽市非核港湾条例案について提案趣旨を説明いたします。

本会議でも述べていますので簡単にいたします。

現状の港湾法に基づく港湾施設使用条例で施設の使用禁止を掲げた第 8 条では、発火、燃焼又は爆発のおそれがあるものを挙げています。核搭載可能な米艦船の入港については、こういった現条例の下でも、とめることができると考えますが、なかなかそうはなっていないのが実情です。何年にもわたって繰り返し米艦船が入港し、市民の不安が大きくなっています。やはり市民総体で一歩踏み込んだ対策が必要です。国際的にも非核平和の取組が大きく展開されていますから、小樽市としても核兵器廃絶平和都市宣言を行ったその原点に立ち返り、平和の取組が国際的に大きく広がるその礎となるように、この非核港湾条例制定のために力を尽くしていくべきではないでしょうか。各委員の皆さんの御賛同をお願いして、提案説明といたします。

委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

菊地委員

財政健全化計画の収支計画について

財政健全化計画の収支計画について、初めにお尋ねしたいと思います。

昨年 3 月に示されました見直しでは、平成 21 年度は単年度収支が 7,500 万円の黒字になることになっていました。新しく示されました収支計画では 1 億 1,600 万円となっていますが、4,100 万円の効果をどこで生み出すことになっているのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

(財政) 中田主幹

平成 21 年度につきましては、以前の計画では 7,500 万円の黒字ということで見込んでございます。21 年度のベースになっているのは、本定例会に上程させていただいている平成 21 年度予算案がベースになっております。それに基づきますと収支均衡ということで、ここはゼロという形になります。ただ、この予算執行の中で歳入増の取組とか歳出につきましても、予算執行におきまして、従前の執行手続上の状況などいろいろ整理ができるような部分を工夫しながら、また入札をかければかけるほど多少の減が見込まれることもございますので、そういうものを加味しながら 1 億 1,600 万円を目標としたところでございます。

菊地委員

次に、繰出金なのですが、昨年見直しでは 78 億 9,000 万円と示されていますが、平成 21 年度見込みで 80 億 4,700 万円になっています。どこで増えたのでしょうか。

(財政) 中田主幹

繰出金の計画の変更の主な内容でございますけれども、まず事業費ベースで申し上げますけれども、以前の計画よりも増となったのは、国民健康保険事業特別会計へ約 6,000 万円、港湾整備事業特別会計へ 4,200 万円、後期高齢者医療事業特別会計へ 3,500 万円、介護保険事業特別会計に 2,600 万円、それと青果物卸売市場事業特別会計に 2,300 万円となっており、いずれも以前の計画より多くなっています。

それと反対に、下水道事業会計が 4,600 万円の減、病院事業会計が今回の改革プランに合わせていますので、それが以前の計画よりも 4,500 万円ほど、21 年度については繰出金が減となっております。

菊地委員

次に、分担金及び負担金、使用料及び手数料の関係なのですが、昨年見直しのときには平成 21 年度 15 億 3,200 万円、それが昨日の予算特別委員会でも、財政効果を 3,000 万円見込んでいたのが増えていないのではないかという指摘もしましたが、14 億 8,500 万円というふうになってきています。それで、これは分担金及び負担金、それから使用料及び手数料はそれぞれ別だと思っておりますけれども、大体それは 22 年度の見込み以降もそれぞれのベースは変わらないというふうに見ていいのでしょうか。

(財政) 中田主幹

分担金及び負担金と使用料及び手数料を合計して載せてございますけれども、それについては平成 21 年度予算がそこに記載しております 14 億 8,500 万円です。22 年度以降もこの 21 年度予算で計上いたしました 14 億 8,500 万円と同額ということで、計画上では見込んでおります。

菊地委員

大きく使用料及び手数料で落ち込んだのは、港湾の第 3 埠頭の指定保稅地域の使用料とか、社会的な情勢の影響を受けているところが大きく落ち込んでいるというふう思ったのですが、そういうものについては、これ以降も戻るといふか、大きく増えていく状況にはないというふうに見込んだということでしょうか。

(財政) 中田主幹

平成 20 年度から 21 年度にかけて、今の指定保稅地域使用料とか、船舶給水施設使用料などは全部落ちてございます。今後もしかしたら落ちる可能性はあるかもしれないのですが、現状の今の試算の中では、22 年度以降、21 年度と同額に試算をしてございます。

反対に増えていく手数料もあるかもしれないので何とも言えませんが、その辺は同額ということで置かしていただいております。

菊地委員

これについては昨日もお尋ねしました。それで、使用料及び手数料をいくら見直してもイタチごっこではないかというお話もさせていただいたのですが、増やす予定にないということは、逆に使用料及び手数料で大きく市民負担がかかる心配もないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(財政) 中田主幹

今の計画では、4 年ごとに定期的に点検をしていくということを基本にしております。ですけれども、この情勢にあって、何かあれば点検をしながら、必要に応じて見直すことも、もしかしたら出てくるかもしれませんが、今のこの計画上ではそういう形では見ておりません。

菊地委員

職員給与費についても、皆さん御苦労されているのになかなか戻っていかない。大変厳しい生活を余儀なくされているのではないかとこのように思うのですが、この平成 24 年度の単年度収支、それから累積収支が黒字になっていくという計画の中で、この先大きく狂う不安要素については何か考えていらっしゃるでしょうか。

財政部長

収支が合わないものですから、平成 24 年度までの間、残念ながら、給与のカットを続けざるを得ないという計画にさせていただいております。今回、一番悩んでいる交付税関係の収入の動向に大きく左右されるかとは思いますが、よほどのことが発生しない限りは、今以上にさらに給与のカットを続けるということはまず考えられないとは思っておりますが、これにつきましては先ほど主幹からも申し上げましたように、毎年度の財政状況を見て判断してまいりたいというふうに思っております。

菊地委員

総合計画について

それでは次に、総合計画について1点だけお尋ねしたかったのですが、基本計画4ページの耐震化率、その現状値の38.4パーセントというのはわかりました。それで、平成30年度の目標値の65パーセント、それについては今見直さなければならぬと言っていて、とらえている棟数を分母にすると思うのですが、分子のほうについては、今これからやろうとしている5校が終わった時点よりもさらに数を見込んでいますか、それともこの5校の数で分子が終わっているのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

(教育) 総務管理課長

耐震化の関係でございますけれども、今、要するに学校としての棟数というのが159棟ございまして、そのうち新耐震基準を満たしている建物というのが61棟ございます。今後、今の耐震診断をやっている5校のほかに、それも含めて優先度ランク1と2のものを実施した場合については、今ある棟数が優先度ランク1ですと8棟、それから優先度ランク2ですと31棟、合計39棟ございますので、それらを合わせて実施したというか耐震化するとおおむね100棟になりますので、そうすると159棟から100棟というのを計算しますと、耐震化率が約62.9パーセントとなりますので、そういう形で、平成30年度の目標値を65パーセント程度ということで、設定したところであります。

菊地委員

今、耐震診断を行なっている5校の耐震化が終わった時点では何パーセントになるのですか。

教育部長

計算の仕方は、今、総務管理課長が言ったとおりなのですが、現在5校、16棟やっています。ですから、分子がプラス16になりますので、それを全部耐震化したということにしますと48パーセント前後になります。

菊地委員

わかりました。そうすると、65パーセントにいくまでにはまだ何校かやらなければいけないということですね。

それが平成 30 年度という、あと 9 年ですけれども、残された 35 パーセントはいつになるのかという心配があるのです。できれば子供たちが日々過ごしている学校なので、100 パーセントにしてほしかったという思いはあるのですけれども、そのうちに分母がなくなるからいいという教育委員会の考え方が示されているのでしょうか。

教育部長

当然、分母分子の関係ですから、そういうことも場合によってはあるだろうというふうには思います。ただ、子どもが 46 パーセントということで数字を出させていただいたのは、実は現在、優先度ランク 1 と 2 というのが全部で 39 棟あります。国が今示している「大規模な地震により倒壊等の危険性の高い公立小中学校施設約 1 万棟の耐震化の加速」でも Is 値 0.3 未満のところを急ぐように言っています。その 1 万棟の中には優先度調査をやった結果の歩合率といいますが、Is 値 0.3 未満のもが出てくる可能性も含めての 1 万棟ということで算出していますので、私どももこの計画期間の中ではこの優先度 1 と 2 の部分については何とかやり遂げて、その部分では 100 パーセントにしたいと思っています。その数が全体的に割り返すと 65 パーセントになるという、そういったことで御理解いただきたいと思います。

菊地委員

平成 30 年度の目標値というふうになっていますけれども、できるだけ早い時点でこの 65 パーセントに到達できるように、またぜひ頑張ってくださいと思います。

生涯学習プラザの利活用について

社会教育推進計画から何点かお尋ねしたいのですが、これを読ませていただいて、この現状と課題に対する社会的な手だてはどうされるのかというふうに思っていたのですが、先ほど単年度ごとの実施計画を作成するということはお話しされましたので、その中で一つ一つ課題を明らかにされていくのだろうというふうに理解しました。

それで、全体的にはいいのですけれども、生涯学習プラザのところでお尋ねしたいのですけれども、「利用しやすい学習の場を提供するため、利活用を促進することが大切です」というふうに書かれています。私も結構ここを活用させていただいているのですけれども、常に部屋は埋まっていますし、わりと活用率が高いのではないかと考えているのですが、今の利用状況と、それから今後もなおかつ活用を促進する可能性というか対策があるのか、そのことについてお尋ねします。

(教育)生涯学習課長

生涯学習プラザの利用状況、今後の利活用についての対策ということの御質問ですが、平成 19 年度の生涯学習プラザの利用状況を見まして、年間で 4,043 回ぐらい、人数にしまして 6 万 165 人ということで、かなり多数の団体、人数の方に利用させていただいている数字が出ています。ただ、平日につきましては、各学習室あるいはふれあいホール等について、委員がおっしゃったように数多く使われている状況でございますが、土曜日の午後、夜間についてはやはり今のところ利用率が少ないという状況も見受けられますので、今後、曜日において利用率が少ないところについて、各団体等に宣伝、周知しまして、これまで以上に利活用していただけるように努めてまいりたいと思います。

菊地委員

この生涯学習プラザの利用に関してなのですけれども、実は先日 DVD を使おうと思って行きましたら、それが無いということに気がつきまして、あるものと思って持っていきましたら使えなかったという経験をしまして、そういう機器類の充実も含めて改善していただけると、もっと活用されるのではないかとこのように思っています。

それと同時に、小樽市教育委員会の事務の点検及び評価報告書を見ていましたら、生涯学習プラザの駐車場の問題が指摘されていたのです。確かに校舎を背にして、道路に平行してとめることになっているのですが、道路から垂直の空きスペースとなっている縦方向にも皆さんにとめられるので、なかなか出入りが大変という経験を何回かしているのですけれども、こちらで指摘されているこの駐車場の問題についても、何か対策みたいなものがありま

したらお知らせください。

(教育)生涯学習課長

今、御質問がありました前段の部分のDVDプレーヤーの機器がないという御指摘につきましては、カセットデッキ、CDプレーヤー、レーザーディスク、ビデオデッキについてはあるのですが、今後DVDデッキについても利用ができるように、さまざまな寄附をいただくとか、そのようなことも含めて検討したいと思います。

駐車場の問題でございますが、稲穂小学校との複合施設ということもございまして、稲穂小学校を利用される方、それから生涯学習プラザの利用者、また、さらに文化活動開放事業ということで、夜間の学校施設の開放等も行ってございますので、これらのさまざまな用途でこの駐車場を利用する方でふくそうしている状況は確かにございます。私どものほうでは、利用する方については必ず車のナンバー等を控えて、適切なとめ方をされていないときは呼出し等で現場のほうで対応してございますが、今後もこのような形で適正な利用についてお願いしていくということで、駐車場のスムーズな利用について進めてまいりたいと思っております。

菊地委員

市立病院の駐車場の問題もずっと議論されてきましたけれども、公的施設も小樽市の場合はなかなか駐車場が難点という問題があります。生涯学習プラザの駐車場の向かいにすごく広い土地があるのですけれども、財政部がうんと言わないでしょうけれども、あのような土地を買い上げて、駐車場問題の解決にも、ぜひ今後機会があったら取り組んでいただきたいというふうに思います。

教育委員会の評価報告書について

次に、教育委員会の事務の点検及び評価報告書について報告いただきました。10 ページにある評価項目一覧に基づいて評価されたということはわかるのですけれども、このつくりというか、こういうことについて評価しなさいという決まりはあるのでしょうか。

(教育)総務管理課長

この報告書の書式につきましてはどのような点検評価を行うか、また、この書式等々につきましては、特に国のほうで基準を定めているわけではなくて、あくまでも各教育委員会が実情を踏まえて決定することということになってございます。

菊地委員

報告書の中で教育委員の方々が学校訪問をされたというのはわかるのですけれども、何を目的とし、訪問された結果、そのことについてどういうことを感じたというのはおかしいかもしれませんが、その目的に対して総括というか、結果というか、そういうことがもう少しわかるようなつくりになっていたほうがよかったのではないかと思います。そのことについてはいかがでしょうか。

教育長

実は教育委員の学校訪問というのは、長い歴史をたどってございますが、昨年からやっと始めたという現状でございます。教育委員の中に、保護者も入れるような規定もできてきておりますし、教育委員それぞれに子供がもう大きくなった方もいらっしゃいますので、小樽市の小中学校の子供たちの現状、授業を受けている姿や遊んでいる姿や給食を食べている姿を見てほしいというのが、第一でございました。それで、昨年から半分ずつに分けて、全部の学校、1校だけはちょっと管理職が不在でございましたので、教育委員のあいている時間を見計らって、見させていただいたところでございます。その後、施設設備とか不備な点がないか、そういう観点でも見させていただきましたし、終わった後、校長、教頭から、やはり学校経営をどういうふうに進めているのかというのを一つ一つじっくり御説明いただきまして、それに対しまして委員のほうから、思ったことをお話して、そして次年度からの学校経営にも生かしてほしい、さらには小樽市の学校の実情も知ってほしいという、そういう大きな目的を持って見させていただいたところでございます。

経過としましては、委員の皆さんも授業をやっている中に入っていきまして、学校の様子が大変よくわかったとか、教員が頑張っている姿を間近で見ることができたとか、そういう意見もたくさんいただいております。ただ、この書式の中には、初めての試みでございますので、今回入れることはできませんでしたが、今後またいろいろな方法を考えてまいりたいと思っております。

菊地委員

外部評価ですと、いろいろなことが書かれるのかもしれないけれども、内部評価ですから、皆さんがやられていることをいろいろな観点で評価しながら、片やなされているということで、なかなか大変だったのではないかと思うのですが、そういうものがありますと教育委員会全体の仕組みがわかると私は思いまして、毎年聞きながら一つ一つチェック項目が明らかになるというふうに思っていますけれども、取り組んでみて、効果といたしますか、課題といたしますか、そういうことについてはいかがだったでしょうか。

教育部長

ごらんになっていただいて、気がつくところはあると思うのですけれども、今までも事務執行状況という形で、それぞれ教育委員会の仕事というのは報告させていただいていました。ただ、事務執行状況のほうは、それぞれの担当課ごとに業務を入れるという形でつくっていったものですから、本来子どもが考えたのは、そのまま事務執行状況のほうにあるから、今回はそれぞれ社会教育、学校教育の計画を立てて目指すべき方向というのは一定程度示しているわけですので、その計画の項目に沿って、各課がばらばらになってもいいから、その方向に沿ってということでもとめてみたというのが一つの形態になっています。

ですから、子どもの方としては、今年初めてでまだ不備な点もあるかと思うのですけれども、基本的にはそれぞれの計画に沿って、何をやったのか、何が進んだのか、そうしたものが市民の方々にもわかるような形で公表していくという、そのような観点でつくって見たものです。

この学識経験者の方の意見の中にもあるのですけれども、やはりこういうことというのは重要だという意見と、またもう一方では、評価というのは特に教育現場はなかなか難しいけれども、いろいろ工夫してそれぞれやってほしいという御意見もいただいておりますので、子どもとしてはそういう御意見を踏まえながら今後毎年つくっていきたいと思っています。

あと今年度は平成 20 年度のぎりぎり最後になってしまったのですけれども、子どもとしては市の決算と、先ほど言いました事務執行状況ができる時期と同じ時期に、これも出していくなお、わかっただけかというふうには考えています。

菊地委員

業務量としてはかなり大変なのではないでしょうか。これに手をとられて本来業務がおろそかにならないかと逆に心配はあるのですが、それは大丈夫なのではないでしょうか。

教育部長

正直言って結構大変です。何でもそうなのですけれども、事務事業の評価というのは結構エネルギーも手間もかかりますが、当然それぞれの学校でもやっていることですし、子どもも本来業務をやりながら、これもきちんとやっていかなければならないと思っています。

菊地委員

給食費の改定について

給食費の関係なのですけれども、昨年に引き続いての値上げとなり、値上げしなければ栄養をとれないという状態というふうに向って、非常に痛しかゆしのところがあるのですけれども、就学援助費にはきちんと反映されるのですか。

(教育) 学校教育課長

就学援助費の給食費につきましては、給食費が改定されれば、それに合わせてまた単価を改定いたします。

菊地委員

学校の環境整備について

それともう一点ありました。学校の環境整備です。雇用創出の関係で予算が通り、整備の予算がつかしました。できるだけ多くの業者が今仕事を欲しいと言っている状況の中では、分離発注が可能なのか。また、分離発注することによって、今回、新規の雇用創出をしていこうとしているのですけれども、それが保障されるものなのかどうか、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

(教育) 総務管理課長

まず、分離発注ということにつきましては、要はこの緊急雇用のくくりが、やはり新規雇用創出という側面もあるものですから、そういったことを考え合わせますと、なかなか分離をして発注することはちょっと難しいかと考えてございます。

菊地委員

今回示されている窓ガラス清掃は、通常の業務の中ではどのようになっているのですか。

教育部川田次長

通常、トイレの清掃については学校用務員がそれぞれ毎日行っておりますけれども、ただ窓ガラスにつきましては、やはり2階、3階と高いところというのはできませんので、用務員は今の段階ではやっていないという状況でございます。

菊地委員

では、カーペットなどは定期的にやっぴらっしゃるとは思うのですけれども、窓ガラスの清掃については、今回何年かぶりにやられるということなのですか。

(教育) 総務管理課長

前に同様の事業がございましたので、それをしたのがたしか平成16年だったと思います。

菊地委員

わかりました。

ブルサーマル計画について

次に、ブルサーマル計画のことにしてお尋ねしたいと思います。

高橋知事が泊発電所3号機のブルサーマル計画に同意をしたというような状況になっているようですけれども、そこに至った経過、そういうものについてもしわかればお知らせください。

(総務) 総務課長

泊発電所のブルサーマル計画について、簡単に説明いたしますと、昨年4月18日に北海道及び地元4か町村へ、北海道電力のほうから事前協議の申出がございました。その後、北海道と地元4か町村がこれを検討するためにブルサーマル計画に関する有識者検討会議、これを5月に設置いたしまして、その間、回数としては9回、有識者の検討会議が開かれております。その間、ホームページ等で計画等は出ておりますし、意見募集、公開シンポジウムというようなものも実施をされておまして、昨年の12月14日、第9回で報告書の取りまとめが行われて、その経過内容としては、ブルサーマル計画については国の安全審査を前提に、ウラン燃料のみ利用する場合と同様、安全性は確保されると、それは大きな項目ですけれども、そういう内容で提言をされております。その後、北海道のほうで道議会も通じていろいろ審議をされて、最終的に3月5日に北海道ではその検討について安全性の確保、道議会の議論、地元の意向の三つの基本的な考え方で検討されて、事前了解ということで3月5日に回答したというふうに聞いています。

菊地委員

さまざまな新聞報道では、有識者会議においても賛否両論いろいろな意見が出ているということですが、ホームページ上ではどうだったでしょうか。

(総務)総務課長

有識者会議では回数を重ねるごとに、いろいろな項目について、やはり皆さんの御意見を取り入れながら進めておりました。それで、この検討に当たっての配慮として、三つの基本方針ということで、泊発電所周辺の地域住民をはじめとする道民のさまざまな御意見を反映すること。先行して検討を行っている他県の例なども参考にして検討すること。安全性の確保を基本として科学的かつ専門的な観点から検討すること。この基本方針で、検討会議の中では項目 24 ポイントについて、いろいろ御意見があったものを反映する形で整理をしてございます。

ちょっと主なものを何点が言わせていただきますと、検討結果の主な一般的な事項では、例えばプルトニウムの特性で、毒性の強いプルトニウムを発電所で使っても大丈夫ですかというような問いですとか、あとは MOX 燃料という燃料の使用の流れの中で原子炉の整備は大丈夫ですかとか、そういうような問題や、あとは全体的な議論として事故が起きたときの影響、事故の範囲が広がるのではないかと、そういうような項目を 24 ポイント整理して、御見解や御意見等含めて公開しているところでございます。

菊地委員

道内には、知事が同意して回答したといっても、まださまざまな反対意見もあるところなのですけれども、いよいよそういう状況になってきたときに、事故の影響とか、それからそういうものに対しての近隣町村、特に後志管内のこの小樽市などは全く影響を受けないというわけでもないでしょうし、小樽市民に対しての説明責任も生じてくるのではないかというふうに思うのですが、陳情も上がっているのですけれども、そういう市民の声にこたえて、小樽市として北海道に説明会を開くつもりはないのかという打診をするおつもりはないでしょうか。

総務部長

一つは、広い意味でこの原子力発電の問題というのは、昔から国のエネルギー政策で、長期的なエネルギーの安定供給を確保していくという大きな流れと、一方で住民・市民の安全確保というこの二つの課題の中で、我々にとってもいろいろな方々にとっても、やはりそれを融合させてどう進むかという大変難しい課題で議論をされていると思うのです。今回もいろいろな意味で議論をされた中で、北海道が最終的にこの事前協議の容認ということになりました。

御指摘がありましたとおり、本市の中でも、今、市議会に電気事業者の説明会を求めてほしいという陳情が出されていることもありますし、私どもにも各団体からいろいろな申入れがあります。それから、先般、市内でエネルギー講演会を商工会議所が開催し、多くの方に出させていただきました。我々も地元の北海道電力との意見交換、あるいは今、話しました北海道の危機対策局との意見交換等を何回もやっています。そのような中で地元小樽市の空気なども伝えながらやってきましたけれども、ここに来て北海道が一定の判断をしましたので、ある意味では北海道から近々何かしらのアクションがあるうかと思います。文書や PR のいろいろな題材などで示されると思いますので、それらも含めて、何といたっても住民の安全確保が一番大事ですから、そういった視点も持って我々側の立場の話をしながら、あるいは小樽市民に対してもそれらを用いながら、いろいろ周知したりケアしたりというのが必要だと思いますので、そういう形で進めていかなければならないというふうに今思っています。

菊地委員

ぜひ積極的にお願いします。

定額給付金について

定額給付金のことで一つお尋ねしてよろしいでしょうか。先般、予算特別委員会の中では、定額給付金が支給されても、それをもって国民健康保険の滞納や税金の滞納に充てることはないという見解が示されました。ただ、既

に差押えの対象になっている口座に入ってしまうと、差し押さえられる。

(「別な口座に入れればいいんだよ」と呼ぶ者あり)

差し押さえられるのではないかと不安が市民の間に広がっているようです。それで、差し押さえられる口座しか持っていない人については、現金支給をしてほしいと本人が望めばしていただけるのかどうかについてお尋ねします。

(定額給付金実施本部) 副参事

今、凍結口座の御質問がございましたけれども、原則として口座に振り込みということなのですが、今、委員がおっしゃったように、口座を持っていない方やそれから小樽の場合はちょっと考えていないのですが、金融機関があまりにも遠い場合など、やむを得ない場合については現金で支給するという事も考えられますので、もしそういうことがあった場合は事情をよくお聞きして、現金でということになるかと思えます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

学校給食費の改定について

学校給食費の改定について質問させていただきます。

まず、昨年度に改定した金額はお幾らだったでしょうか。

(教育) 学校給食課長

平成 20 年度の改定金額でございますけれども、一月当たりの給食費で申し上げますと、小学校低学年は 3,300 円を 3,500 円、それから高学年につきましては 3,400 円を 3,600 円、それから中学校 1、2 年につきましては 4,100 円を 4,350 円、3 年生につきましては 3,900 円を 4,100 円という改定内容であります。

佐藤委員

このとき、金額を抑えるためにきついろいろな努力をされたのだと思えますけれども、例えばどのような努力をされてその改定金額になったのか、簡単に結構ですので教えてください。

(教育) 学校給食課長

給食費の改定の関係でございますけれども、当初試算をいたしましたところ、各種製品等の値上がりが全般的に続いていたものですから、当初 8 パーセントほどの上昇が見込まれました。そういった中で、いろいろその試算結果について圧縮する方策がないのかということで検討していただき、例えば牛乳の飲用回数が 183 回、ヨーグルト類 7 回だったものを、牛乳の回数を 187 回と増やし、ヨーグルト類を 3 回とするなどの調整ですとか、それからパンの種類も、小麦粉の値上がりとともに上昇したのですが、いろいろな種類がある中では単価も違いがございます。例えばクルミを入れたパンとか、そのほかのパンもございますけれども、その時点で単価の高いパンを取りやめ、低いパンを増やすなどの調整をいたしました。また、おかげつきましても、当初おおむね 8 パーセント強値上りするという見込みがございましたけれども、20 年度はまだ価格上昇が続く中で、そうした動向を見てメニューの構成などより工夫をして実施していくということで、最終的におおむね 6 パーセントという水準に圧縮をして改定をした経過でございます。

佐藤委員

今回は道産小麦などの価格の上昇が改定の大きな要因の一つであるというお話でしたけれども、昨年度の努力と同等若しくはそれ以上の努力をしても、なかなか追いつかないということが今回の現状ではなかったかと、そのように理解しますが、また、本市が努力するのみではなくて、学校給食会から仕入れるものが多いと思えますけれども、その学校給食会にこの上昇幅を多少抑えてくれないかと、そういうようお願いというか、努力は

されたのでしょうか。

(教育) 学校給食課長

今回、給食会のほうの予定価格が改定になった背景でございますけれども、小麦の入札にあたってはもともと道産小麦の生産量というのは極めて少ない関係もございまして、この間、外国産小麦が年 2 回の入札の関係で著しい上昇をしてきた経過がございます。そういう中で、国内産小麦の入札は年 1 回でありますけれども、昨年度この入札があった際に、通常は前年度の価格の上下 7 パーセントという値幅制限がある制度の下で入札が行われるのでありますが、昨年度の入札においては、この入札に先立って生産農家や製粉業者が構成する団体で、この間の外国産小麦等の価格上昇に対する需給のバランスをとる、そういう観点などから、この入札基準価格が 30 パーセントほど特例として引き上げられて、それから入札が実施されたという経緯がございます。その後、昨年秋には、外国産小麦等の価格改定がございましたけれども、10 パーセントほどその時点で上昇をしておりますし、今回、給食会から示されていることも、そうした動向の結果であるというふうに、残念ながら認識をしているところであります。

教育部川田次長

補足をさせていただきます。価格決定は入札でやってはおりますけれども、従前、学校給食会のほうでは、やはり道産物を低価格でというふうに思っております。道内の調理場長などを集めて会議等をしてございまして、そういう中で我々のほうも道内産小麦とか、学校給食会で仕入れているものについては、やはり低廉で高品質のものということで要求はしてはございますけれども、ただ今回については、学校給食課長から答弁しましたように、小麦が全体に上がってきているという状況の中では、申入れはしたのですけれども、やむを得ないというふうに考えております。

佐藤委員

本市も業者もそれぞれが努力をした結果、今回の改定は、この 100 円という上げ幅にとどまらせることができた、そういう努力があるということで改定はいたし方ないという気はしますけれども、ただ文部科学省から米飯の回数を増やすようにという通達も来ているようでありますけれども、今後、給食費の値上げに係る原因が解消された場合、内容の見直しとか、要するに給食費の値下げとか、そういうことは考えられるのでしょうか。

(教育) 学校給食課長

今後、経済状況等の変動によりまして、また、給食用物資の著しい価格の変動がございましたら、私どもとしては従来どおり運営協議会のほうで給食内容、給食水準について御検討をいただく考えであります。その際はその価格の引下げに伴う給食費の引下げという観点もあると思いますし、また、給食内容の充実による給食費の据置きという、そういう両面があると思っております。

また、その給食内容の関係につきましては、今おっしゃった米飯給食の状況が妥当なのかどうか、こういったあたりを全部含めて検討すべき内容であるというふうに認識をしています。

佐藤委員

私もこの体型のとおり食べ物に大変興味を持っている一人でございまして、まして育ち盛りの子供にとって学校給食というのは大変楽しいひとときではないかと認識しています。なかなか値上げというところに関しては拒否反応を示される方もいらっしゃるかとも思いますけれども、この辺の事情を丁寧に説明し、納得していただいて、値上げということに移っていただきたいと思っておりますので、その辺の努力はまたよろしくお願ひしたいと思います。

社会教育推進計画の位置づけについて

続きまして、小樽市社会教育推進計画について、関連してお話を聞きたいと思っております。

まず、この小樽市社会教育推進計画ですけれども、本市の教育における位置づけとしては、どのような位置づけなのでしょう。簡単にお答えいただきたいと思っております。

(教育)生涯学習課長

小樽市社会教育推進計画の本市の取組における位置づけということでございますが、小樽市教育委員会においては、学校教育推進計画と社会教育推進計画、この二つをもって補完するような形で取組を行っていきたいというふうに考えております。北海道教育ビジョンということで、北海道での教育のビジョンを示してまいりましたが、その中で学校教育推進計画に関連するところ、それから社会教育推進計画に関連するところということ済み分けが行われていまして、いずれにしても二つの推進計画を位置づけて小樽市の教育が行われているというふうに考えております。

教育部長

ちょっと補足いたしますけれども、大きくは今日報告のありました小樽市総合計画、これがやはり一つの大きな柱になっています。ですから、見ていただければ、内容の部分を総合計画の各項目に沿って、学校教育、社会教育、それぞれ推進計画も、総合計画の中での方向性に沿ってつくったというような形で位置づけているというところでございます。

佐藤委員

一般質問で、北海道教育ビジョンとの整合性をどうとっていくのかというところを質問したところ、当然整合性を持たせてこれからはつくっていくという御答弁をいただきました。その中でこの学校教育推進計画、新しいあおばとプランの16ページには、北海道教育ビジョンの家庭教育と生涯学習の項目に関しては、小樽市社会教育推進計画によるとということが明記されております。

そこでちょっとお尋ねしたいのですけれども、この北海道教育ビジョンの中では「家庭の教育力の向上への支援の充実」ということにおいて家庭教育力の向上の項目では、「家庭において子どもが基本的な生活習慣などを身に付けたり、働くことの意義や必要性を理解できるような取組を進めるなど、家庭の教育力の向上に努めます。また、若い世代が将来家庭を築き、子どもを産み育てることの意義や喜びなどについて理解を求めることができる取組の推進に努めます」と、視点1として挙げられておりますけれども、この小樽市社会教育推進計画では、その部分はどこに当たるのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

家庭教育に関する部分でございますが、社会教育推進計画の中におきましては、目標の中の「生涯各期において市民が自ら進んで学ぶことができる機会を拡充し、生涯学習社会を実現する」ということで、その下にあります重点1、生涯各期の学習活動の推進ということで整理されるかと思っております。実際の事業につきましては、単年度でつくります事業計画のほうで明らかになっていくものと考えておりますが、具体的には婦人学級、PTA、各種市民団体あるいは生涯学習プラザレピオで行っております家庭教育講座等を通じて、家庭教育についての向上へ支援を図ると、そういうふうに考えております。

佐藤委員

今御答弁がありました婦人学級とかレピオでの講座に関しては、受講者が限定されてしまい、要するにすべての家庭にこの計画が浸透するわけではなく、特定の方にのみこの家庭での学習についての向上についてお話をする機会をつくるというようなことではないかと思っております。

特に私が気になったのは、アンケートの中で問5 - 2に、「あなたは今後、どのような方法で学習活動を行ってみたいと思いますか」という設問の中に家庭という言葉が一つも入っていないということは、アンケートに関しては学習活動をするには家庭というところをあまり重要視していらっしゃらなかったのか。そういう意味で、今例えばということで、婦人学級とかレピオでの講座ということを挙げられましたけれども、広く各家庭にこの家庭の教育力の向上ということを広めていくために、ほかに何か計画されていることはありますか。

(教育) 指導室長

今、社会教育にかかわることで委員の御質問が出ておりますけれども、学校教育、社会教育、互いに補完し合いながら進めていかななくてはいけないと思います。それで、確かな学力の育成とか、健やかな体の育成などは、学校教育推進計画の中でも家庭との連携ということで取り上げております。とりわけ基本的な生活習慣の育成については、これまでも学校教育のほうから各家庭のほうにパンフレット、リーフレットの配布、それから研修会の実施、そういうもので全家庭に啓発活動を行っているところであります。

佐藤委員

各家庭にパンフレット等ということですが、それは今まで行われてきたやり方ということで、では家庭の教育力の向上については従来どおりで十分であると、そのような認識でしょうか。

教育部長

十分か十分でないかということからしますと、今いろいろな課題があるわけですから、これからもまだまだいろいろな施策を考えていかなければならない部分と思っています。ただ、この家庭教育というのは、市の中におきましても、例えば保健所でやっているいろいろな相談業務や福祉部で行っている講座なり相談なり、親子を対象にした事業などがあり、大変幅の広い部分というふうに思っております。社会教育の部分だけで言うと、従前から P T A 活動あるいは婦人学級という、そうした部分に特化されてしまう傾向はあるのですが、ただ私どもとしては家庭教育全体としていろいろなチャンネルの中でそれぞれ学校教育が果たすべき役割あるいは社会教育の果たすべき役割、教育委員会は学校教育、社会教育両方のチャンネルを持っているわけですから、そこでの連携という、そうした形で今後も家庭教育に向けてのいろいろな施策というのは進めていかなければならないというふうに思っております。

佐藤委員

先ほども御答弁がありましたように、社会教育推進計画の後には実施計画があるというお話ですので、その辺も家庭の教育力の向上についても研究していただいて、実施計画の中で生かしていただければと思います。

鈴木委員

教育委員会のほうに、平成 20 年度小樽市教育委員会事務の点検及び評価報告書につきまして何点が伺います。
学芸員の派遣について

この中のまず 12 ページになりますけれども、主な取組と成果という中に「学習意欲の向上を目指し、小学校に 21 回学芸員を派遣するなど」というふうにあります。この 21 回学芸員を派遣するに当たりまして、どういう内容かということと、この 21 回は何校が行われたのでしょうか。

(教育) 指導室主幹

平成 19 年度におきまして、学芸員を派遣した学校は 16 校あります。その主な内容としましては、スライムづくりとか電気でパンをつくる、天文教室などというふうになっております。

鈴木委員

今、質問したのは、私は出前講座というのを 5 年ぐらい前に学芸員の方と一緒にいろいろな学校に出向き、やらせてくれないかという話をして回ったことがあるのです。そのときに、やはり端的に言うと、温度差と申しますか、要するに学校で、もうけんもほろろに、いやうちがいいよというところもありますし、また、いいことだからやらせてくださいというところもありました。ということで、まず極端に言いますと、今の温度差というのが、小学校、中学校、どことは言いませんし、だれとも言いませんけれども、あるということは認識されておられますか。

(教育) 指導室主幹

なかなか受入れが難しいところもあるというような認識はありますが、学芸員の派遣につきましては、それぞれの事業計画の中に必要である又は保護者の関心をより一層深めたいというところでは、そういう活動をホームページ等に載せております。外部人材を活用する場合にはいろいろなパターンがあると思いますが、状況によっては受入れがちょっと困難なところもあるのではないかと認識はあります。

鈴木委員

今の御答弁ですと、温度差はあるのはあるかもしれないけれども、事情も勘案すると、それだけではないということなのですね。

学校教育指導の実施について

そこで、次のページの学校教育指導の実施という欄がありまして、平成 19 年度 180 回行っています。指導室の主事が担当ということでもありますけれども、この 180 回というのは何校くらいというか、全校なのでしょうか。それと 180 回ですから、均等に 41 で割ってそうなのか。それとも、ある程度偏って、ここには多め、少なめというのがあるのでしょうか。

(教育) 指導室主幹

この回数につきましては、指導室の指導主事が訪問した件数になります。ここに書いてある内容でございますが、主に授業参観、そして運動会又は学芸会、文化祭、そのほかに研修会等で実際に研修を行うというような内容でございます。

鈴木委員

その前の質問から続いていくわけですが、基本的には学校では教員が、授業についてこれない子は残して教える。それからやはり自分で手当てするわけです。そういったことから考えますと、学校を指導する指導主事としましては、先ほど言った意欲のある学校は、ほっておいていいとは言いませんけれども、基本的にやはり少し後ろ向きといえますが、それに足りないのではないかとこのところは、多めに訪問するなど何かされているということですか。

(教育) 指導室主幹

学校の訪問にかかわりましては、すべての小中学校への訪問を行っております。学校ごとの回数につきましては最低では 1 回、多いところでは 5 回、6 回と行っているところもございます。それについては学校からの要請を受けて、授業訪問等については、学校の必要性というところからも回数の違いが出てきてございます。

鈴木委員

今の御答弁ですと、学校からの求めがあったら行くということになりますけれども、私が言いたいのは、その前に客観的に見て指導しなければならないのではないかとこのところは、多めに訪問するなど何かされているということなのですか。

(教育) 指導室長

当然指導すべき事項があれば、こちらから訪問して指導しております。実際に何校かは改善を求めて、生徒指導も含めてですけれども、必要があればこちらから学校を訪問させていただいております。

教育長

指導主事の学校教育指導の実施についてお話しさせていただきますが、まず北海道教育委員会後志教育局の指導主幹という者がおりますが、年度初めに必ず各学校を回って、学校の経営指導をしております。それについては私どもの職員も完全に学校のほうに必ず行きますという話で入らせていただいているところでございますが、そのほかに私どものほうでも校長、教頭に対して、学校経営の相談指導というのをやっています。それで、1 年間どういうふうに進めていくかという校長、教頭の思いを十分に把握させていただきまして、その後、各教科などについて指導主事に指導していただきたいというところには率先してまいります。また、生徒指導の問題が中学校で起き

た場合には、私どものほうとして、好き嫌いにかかわらず中に入れさせてもらいまして、各管理職や教員に指導をしているところでございます。その結果ですから、180 回になってございますが、このほかにプラス局の人間、又は局の指導主事、さらには私どもが管理職のほうの指導もさせていただいているところでございます。

鈴木委員

1 校 1 実践の実施について

そうしましたら、今の質問は終わりました、この左側 12 ページの下のところ、点検及び評価の結果による課題というところに 1 校 1 実践の実施についてうんぬんとあります。今、小学校 27 校、中学校 14 校で 41 校あるうちで、この 1 校 1 実践の取組ができていないという学校は何校ありますか。

(教育) 指導室主幹

この報告書につきましては、平成 19 年度のことですので、19 年度におけるあおばとプランの中での報告によりますと、小学校で 22 校、中学校で 10 校の実施ということで報告を受けております。ただ、その内容につきましては、それぞれが自己評価という形で行われておりまして、その中には十分それに値するというふうに考えるところなのですけれども、その中でもまだまだ反復学習の日課表への位置づけが十分でないとか、学校全体の課題としてとらえて、その取組を行っているという形になっていないとか、そういうところはございます。

鈴木委員

スクールカウンセラーの活用について

それでは、15 ページのスクールカウンセラーの活用につきまして、平成 19 年度で 674 回ということになっていきます。いろいろな問題のある学校も何校があったというふうには聞いておりますが、その学校が集中的にスクールカウンセラーを活用しているということでしょうか。

(教育) 指導室主幹

ここの相談回数につきましては、すべての回数ということで挙げさせていただいております。この回数につきましては、道費のスクールカウンセラーと市費のスクールカウンセラーがおりまして、それぞれ道費が平成 19 年度で言うと 567 回、市費が 107 回というふうになっております。

鈴木委員

わかりました。ということは、それは先ほど聞いたように、問題であった学校には回数を多くとか、そういう措置はそちらのほうでコントロールしているのですか。

(教育) 指導室長

スクールカウンセラーについては、主に道費については中学校に、市費については市教委に配置しておりますが、特別生徒指導上の問題が起きたとき、特に児童・生徒の心理状態が不安定だと判断したときについては、スクールカウンセラーを集中的に派遣しております。

鈴木委員

そういう事例があったし、そうしたということによろしいですね。わかりました。

道徳教育研修の実施について

そうしますと、そのスクールカウンセラーの下ところに道徳教育研修の実施というのがあります。参加人数は 36 名。これは教頭が対象と聞いておりますけれども、41 校としては全員ではないのですけれども、それはどうしてですか。

(教育) 指導室主幹

ここに書かれているのは、委員がおっしゃるとおり教頭が対象の研修会ということになっていきます。学校事情又は出張等で参加できないという教頭がおりましたので、人数が減っております。

鈴木委員

わかりました。

保護者アンケートの実施について

それから、ちょっとわからないところだけ聞いていくのですけれども、21 ページの右のほうに保護者アンケートの実施というのがあります。これも当初平成 18 年度は小学校 13 校、中学校 7 校です。それが平成 19 年度は 21 校と 10 校というふうが増えておりますけれども、やはり学校の自己評価の充実のためには、保護者にといいまして、PTA にいろいろ聞かなければならないと思います。それなのにまだ全部実施されていないというのはどういうことなのか教えてください。

(教育) 指導室主幹

保護者アンケートにつきましては、委員のおっしゃるとおり学校の自己評価を補完するものということで、非常に大切なものだというふうに考えております。平成 19 年度につきましては 31 校ということになっておりますが、そのほかの学校につきましては、運動会や学芸会、また保護者会、そして PTA の集まりなどにおいて、一定程度保護者からいろいろな形で意見を聞いて、学校の自己評価の参考にしているというふうになっております。

鈴木委員

研修講座の開催について

わかりました。そういった形で補完しているということでしたら納得はいくのですけれども、それとその下の研修講座の開催、参加人数が 1,014 名、それから平成 19 年度は 957 名となっていますけれども、この対象は一般教員でしょうか。

それと、一般教員でありましたら、教員は必ず一度はこの研修講座を指導室の指導の下、受けられるのか。そういうふうになっているのかをお聞きします。

(教育) 指導室主幹

この研修講座の対象につきましては、それぞれの教職員ということになっております。

それと、参加に当たりましては、必ず各学校から 1 人出てくださいという形のものもありますけれども、おおむね任意のものという形です。

鈴木委員

任意ということは、全員は受けられていないということでもいいのですね。

ここからが主題といいますが、今まで長々といろいろな数値を聞いてきたのは、最初の質問にもありましたとおり、学校によって温度差があるのではないかと私も含めて市民に思われていたということです。それから、教育委員会がこういった形でやられているほうに、小樽市の教育が向かっているのかということに、すごく疑問を持たれている市民の方も多いということなのです。こういった形で数値が出てきたわけですから、今は市教委が行っていることが全部達成できているとは思ってなくても、そういう方向に確実に向かっているというふうな解釈でよろしいのでしょうか。それをきっちり教えていただきたいと思います。

(教育) 指導室長

今、委員の御指摘にありました市民から学校によって温度差があるのではないかとということですが、これはまさに現行のあおばとプランを作成するときに答申をいただいたのですが、保護者の方々から同様の意見をいただいております。小樽市の学校として、どの学校、学級でも質の高い教育をしていただきたいと、そういう意味を込めまして、どういう方向に進めばいいのかということのできたのがあおばとプランでございます。今、計画期間の 3 年間で終わろうとしておりますけれども、実施率だけで申しますと 96 パーセントぐらいまで来ているところであります。どの方向を目指すかということをお示ししたことによって、各学校が取り組んでいくものが明確になってきており、確実に 3 年前より改善が図られてきていると認識しております。

鈴木委員

そういう力強いお言葉をいただきたいがために、今まで質問してきたのですけれども、それともう一つ、これを見せさせていただきまして、まず 1 ページ目、「文部科学省では」のくだりです。教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会みずから事後にチェックすることというのがこれですね。ということは、計画者は教育委員会。そして、評価したのも教育委員会です。私が通常、例えば会社におりまして、何かをして自分で評価してレポートを書けと言われてますと、例えば自分がこういうふうな計画を立てました。そして、これについて達成度がこうであり、満たない場合は、足りませんでしたから頑張りますとか、こういうふうな改善していきますと自分で書くのです。逆に言えば、自分で立てた計画よりもうまくいった場合は褒めてくださいというくだりをこんなにも頑張っていますと書くわけです。今と同じ原理でいきますと、つくって計画を立てた状況が同じですから、この点検及び評価の結果による課題の最後の言い回しですけれども、「必要です」とか、それから「なっております」とか、すごく他人事みたく聞こえるのです。それで、先ほど言いましたとおり、国のつくり方の方式に何もとられないということですので、本来であったら自分が自分でやって評価して足りなかったら、いや、これが足りませんでした、だから頑張りますとか、だから次にはこういうふうにしますというコメントがあってしかりだというふうに思います。ところが、これは結局こんなふうになっていますというか、そう思いますというような、そういうくだりというのはちょっと無責任なのではないかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

教育部川田次長

確かにこの点検評価の項目は今年度初めてつくったわけですが、その中で大体主な取組についてはそれぞれ書いてございます。問題はやはり点検・評価、課題をどうするのかというのは、当然前にも議論になったわけです。いろいろな事業でそれぞれ課題はあります。ですから、それをいかにしてクリアしていくかということが議題になったわけですが、その中で表現として、確かに「必要になっております」とか、他人ごとのようなところがちょっと見られますけれども、それは我々も認識してはいるのです。けれども、表現的にそうってしまったということは結果としてあると思います。それで、これは今年初めてつくったものですから、今回議会にも示して、それからホームページにも載せて、各小学校、中学校の P T A の方にも見ていただき、その中でいろいろな御意見を聞きまして、次年度に向けてそういった御指摘を受けて改善をしていきたいというふうに思っています。

教育長

今の次長の話に追加したいと思うのですが、なにぶんこれは今回が初めてでございまして、よその町村とか、近隣の市がどういう枠組みでつくっているのか私どもも十分わからないまま、この第 1 回定例会で、ともかく私たちのした自己評価について御批判いただきたいという思いでつくらせていただいたものでございますので、今後、各市町村でいろいろなもの、ユニークなものが出てくると思いますので、そういうものを参考にしながら、表現の仕方は、今、御指摘もありましたけれども、そういう点も勘案しながら検討していきたいと思っております。モデルがないものですので、今回はこういう形で提示させていただいたところでございます。

鈴木委員

そうですね。そうやって小樽市の教育が、教育委員会が定めたいと思う方向に向かっている。なおかつ、こういう形のもの、意欲的なもの、やはりちゃんと反省して、だめなところはこれから頑張っていくというところを見せていただいて、初めて信頼を得ていくというふうな思っております。ですから、そういう意味ではやはり少し足りないと思われるところは指摘させていただきながら、今後の教育が発展するよう御健闘を願っております。

横田委員

国旗掲揚・国歌斉唱の実施率について

事実だけをお聞きしたいと思うのです。毎回この時期に聞いております。私は 10 年間総務常任委員会に所属していますので、たぶん 10 回目ではないかと思いますが、本日中学校の卒業式がございましたが、国旗の掲揚と国歌の斉唱の実施率について、もう集計ができていますと思いますのでお教えてください。

(教育) 指導室長

本日、中学校全 14 校が午前中に卒業式を行いました。私たちがこの委員会に出席するまでに報告がまだ届いておりませんので、後ほどわかりましたら、お知らせしたいと思います。

横田委員

小学校もありますので、まとめて後で教えてください。

私は A 中学校と言いますけれども、国歌斉唱のときに、最初に全校生徒が立ち、それから保護者も立ちましたが、国歌斉唱というと 3 分の 2 ぐらいの生徒たちが座り、親は立っていました。ちょっと内容的には、来賓がたくさんいましたので違和感がありました。それから、顕著なのは、クラスによってほとんど全員が立ったクラスと立たなかったクラスがあるというのはどういうことなのか、後でまた分析をしていただきたいと思います。

小中学校の卒業式の日程について

最後に、毎回でもないでしょうけれども、議会開催中にぶつかるのはしょうがないのかもしれませんが、今日は常任委員会の日です。卒業式に来てくださいということで案内をいただいているのですけれども、あたかも来るなというふうに、某警察ではないですけども、何か意図があるのかというふうにも考えられますが、この日程はというふうに決めているのかだけお聞きします。

教育長

小中学校の卒業式の日程につきましては、特に中学校の場合には、年度初めの 4 月のうちにもう高校入試の合格発表とか、その絡みで決めるのです。例年 15 日あたりだと思うのですが、今年は例年の高校入試の合格発表の日が土日になったものですからそれで決めたということで、直近で決めるというのではなくて、年度初めのうちにもう中学校長会は同じ日にというふうに決める形になってございます。

なお、小学校につきましては、それぞれの学校で春分の日を挟んでどうするか、その日にやるとか、その前の日にやるとか、各学校でこれまでの保護者との約束事などいろいろあるようでございますので、ある程度 3 日か 4 日の日にちに集約してするという形で、これも直近で決めるのではなくて、あらかじめ早い時期に決めるようになってございます。たまたま今年の場合というよりも、毎年この委員会と重なるという事実はありますけれども、ここが先に決まっているのではなくて、卒業式の日程が先に決まっているということでございますので御理解いただければと思います。

横田委員

土曜や日曜ということは考えないのですか。保護者からもそういう声がありますし、それから 4 月に決めたと言いますが、大体この辺が常任委員会だという、それぐらいはわからないのですか。常任委員会は別にしましても、ただ、より多くの人が出られるような日程を土曜、日曜も含めて考えられたほうがいいのではないかと思いますけれども、御答弁がありましたら聞かせていただいて終わります。

(教育) 指導室長

委員の御指摘のとおり、卒業式の日程については、なるべく多くの保護者の方、地域の方に出ただけの日程を設定していただくようお願いしているところなのですけれども、今回、中学校の卒業式が本日用われましたことについては、土日に卒業式を行いますと、その代休というものをとらなくてははいけない。そして、17 日が入試の発表ということで、ちょっとそちらの入学手続等の準備、そういうものに影響を及ぼすということで、中学校校長会

で相談して本日卒業式ということになっておりますので御了承願います。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 59 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

青色申告について

最初に、陳情にかかわって 1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

所得税法第 56 条ということで、なかなか私にはなじみがないのですけれども、先ほどの陳情趣旨説明のとき 1 点だけ確認したいと思ったことがあったものですから、財政部のほうに伺いたいと思います。

小規模事業者が青色申告をしてもメリットがないという発言がありましたけれども、その辺について、もしわかっていればお知らせください。

(財政) 市民税課長

青色申告をしたときのメリットの部分ですけれども、一つには、この申告制度を選択することによりまして、最高 65 万円までの特別控除があります。それから、家族の方がその事業に勤務されて給料を支払った場合には、その部分を必要経費として認めていただけるといものがあります。また、減価償却費などにつきましても特例措置が受けられますし、赤字損失が出た場合でも 3 年間の繰越しができるというような特典が、青色申告以外の事業者と比べて特典があるというように聞いてございます。

高橋委員

小規模事業者が青色申告をできないということではないのですね。どなたでもできるというふうに思っていたのですけれども。

(財政) 市民税課長

委員が御指摘のとおり、あくまでも選択制がとられておりまして、ただ、その青色申告が税務署に認められるためには届出をしなければならず、その際には、現実的に簿記に必要な帳簿書類とかの証書類が整備されていて、きちんと記帳されていることというような条件がついておりますので、そこを満たせば青色申告者として認められるという制度になってございます。

高橋委員

わかりました。

財政健全化計画の収支計画について

次に、財政健全化計画の収支計画について何点かお尋ねします。

財政については、予算特別委員会でも議論しましたので多くは議論しませんけれども、地方交付税がまだ確定していないということなので、入りの部分が確定した段階で、また具体的な議論をしたいと思っておりますが、気になっている 1 点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず、入りのほうでは繰入金、下水道事業会計から多くのお金を借り入れているわけですが、たしか平

成 20 年度から 24 年度までの 5 年間だと思いましたが、各年度の下水道事業会計からの借入額と、それから総額について教えてください。

(財政) 中田主幹

下水道事業会計からの借入金ですけれども、平成 20 年度は 7 億 1,000 万円、21 年度は 7 億 8,000 万円、22 年度が 8 億 6,000 万円、23 年度が 6 億 8,000 万円、24 年度が 7 億円。20 年度から 24 年度まで合計いたしますと、37 億 3,000 万円になります。

高橋委員

それで、気になるのは出のほう、歳出ですけれども、補助費等のほうで他会計からの借入れの償還金ということになっております。内訳が出ていないので教えてくださいけれども、この下水道事業会計の償還については、この表の中身はどのような内訳として盛り込まれてきたのか教えていただきたいと思います。

(財政) 中田主幹

今日示した収支計画の表の歳出の補助費等の中に、今ほど答弁した下水道事業会計からの借入れに対する元金及び利息の償還が入っております。下水道事業会計からの借入れの返済でございますけれども、返済期間は 15 年、うち 3 年の据置きで、その 3 年間の利息だけの支払となり、4 年目から元金の支払を予定しております。

高橋委員

ということは、実際に元金の償還がスタートするのは平成 23 年度からになりますか、24 年度からになりますか。

(財政) 中田主幹

まだ借りていませんけれども、平成 20 年度に借りる 7 億 1,000 万円の元金償還が始まるのは 24 年度に予定しております。24 年度の元金償還は約 5,000 万円ということで見込んでございます。

高橋委員

この 37 億 3,000 万円の 15 年払いということですが、それは均等に毎年返していくということで考えているのですか。

(財政) 中田主幹

一応シミュレーション上では元利均等ということで見積もってございますけれども、これにつきましては利息もそうなのですが、実際、下水道事業会計は、市内の金融機関からお金を借りておりますので、その条件に合わせて、一般会計からその元金と利息部分を返すような形で考えてございます。

高橋委員

ということは毎年変わるということですか。平均して、例えば 15 年だったら 2 億円ちょっとずつになるかと思うのですが、そうではなくてある年は 4 億円で、ある年は 2 億円とか、そういう変動があるということでしょうか。

(財政) 中田主幹

今のシミュレーションでは元利均等で予定してございますけれども、実際の借入れも大体元利均等になると思うのですが、利息がちょっと変わってきますので、当初の計画と異なります。実際その 7 億 1,000 万円については、今月の 25 日に下水道事業会計が融資を受ける見込みということで聞いてございまして、金利は我々が見ていたよりも若干安く借りられるということで聞いてございます。

高橋委員

前も議論しましたが、この入りの部分では、下水道事業会計からの借入れというのが非常に大きな割合を占めているわけです。いわゆる頼みの綱と言ってもいい状況かというふうに思っているわけですが、この計画年度の平成 24 年度以降については、これをどのように考えているのか、考え方だけをお示しいただきたいと思っております。

(財政) 中田主幹

財政健全化計画は、平成 24 年度に累積赤字解消ということで 24 年度までの計画になってございますけれども、25 年度以降も収支の入りと出を見ながら、必要であれば、またこの借入れをしなければならぬことになるかもしれませんけれども、それは貸し借り等シミュレーションしてみなければわからないという状況になってございます。

高橋委員

わかりました。財政については、また議論をさせていただきたいと思います。

1 校 1 実践の実施状況について

次に、報告事項について教育委員会のほうに伺いたいと思います。

事務の点検及び評価ということで、先ほども鈴木委員が同じような内容を聞いていましたけれども、もう一度確認をさせていただきたいと思います。12 ページ、確かな学力の育成ということで、今回、代表質問の中でも質問させていただきましたが、この点検及び評価の結果による課題の中の、先ほども出ていましたが、1 校 1 実践の実施について、学校により十分に取組が進んでいないところがあるということでありましたけれども、これは何校なのか、なぜ取組が進まなかったのか、その理由についてお知らせください。

(教育) 指導室主幹

平成 19 年度の実施状況であります。小学校で 22 校、中学校で 10 校の実施ということになっております。それで、なかなかうまくいかなかったところにつきましては、反復学習の日課表への位置づけやティーム・ティーチングなどの指導方法の改善を入れるのに、これまで学校の実情等がありまして、なかなか体制が整備できなかったというようなところがあります。

高橋委員

これについての対策はどのようになっていますか。

(教育) 指導室主幹

これらにつきましては学校としての課題というふうにとらえますが、学校全体として、その改善のためには組織的にどういうふうに取り組むのかが、また具体的な内容についてはどういうふうにした方がいいかということそれぞれの学校で考えていながら、私どもも学校経営訪問等で相談させていただきながら、改善に努めていきたいというふう考えております。

高橋委員

改善策については、まだ見えていないということでしょうか。

(教育) 指導室主幹

平成 20 年度につきましては、すべての学校で実施しているという報告を受けております。ただ、中身につきましては、先ほど言ったような内容で十分でないところもありますので、それでまた来年度以降、努力したいというふう考えております。

高橋委員

旧石山中学校の資料の保管状況について

次に、29 ページです。この点検及び評価の結果による課題の中に、旧石山中学校を収蔵庫として資料を保存していますが、資料の整理、保管を考え条件整備が必要でした。以前、旧石山中学校の中を見る機会がありまして、そうしたら体育館のところとか雨漏りをしておりまして。収蔵品にかからないようにずらしたりしてはいたのですが、床はぬれているし、それから収蔵品が倒れていたり、汚れていたり、これではかびが生えるのではないかというふうに思ったのです。そういう中であって保管状況はどのようにチェックしているのか、まず聞かせていただきたいと思います。

(教育)総合博物館主幹

資料のチェックの状況でございますが、雪が降りますと、11月まではほぼ毎月1回若しくは2回、資料の入替えを行っておりますので、その際に簡単な見回りを行っております。新聞報道等にもあったかと思うのですが、昨年2回いたずらがございまして、その際ちょっと資料が破損若しくは汚れたものがございました。昨年はその破損及び汚れをとることが主な状態でございまして、整備のし直しということまで手が回っていない状況ではございました。旧石山中学校は電気も水道も来ておりませんので、かぎを増やす形での対応を今安全管理として行っております。

それから、委員が御指摘の雨漏りの件ですが、一番物を置くスペースの多い体育館にすが漏り若しくは雨漏りする箇所がございます。ただ、現状としては、旧石山中学校だけが当館の資料を置ける場所ということで考えておりますので、決して十分な場所ではないですし、最上の場所とも考えておりませんが、当面は資料に支障がない程度にあそこを使っていくことを考えております。

高橋委員

それで、その建物の先ほど言った雨漏りとか建物が壊れているところというのは、最低限の補修や改修などはしたのでしょうか。

(教育)総合博物館主幹

旧石山中学校に入る際にやりましたことは、破損したガラス窓を直すことと、それとドアのノブのチェック程度でございまして、建物のく体に関する修理・修繕は行っておりません。

高橋委員

そうすると、そこは雨漏りしっ放しということですね。建物にとっては、非常にあの雨漏りというのはどんどん床は腐っていきますし、ダメージが大きいです。ですから、これは一日も早く補修すべきだというふうに思います。それで、平成21年度予算の中で何とかできないのかというふうに思うのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

財政部長

市の財産として管理しておりますので、私どもの立場から申し上げます。

現状、教育施設として使っている施設の補修もなかなかままならないという状況にありまして、残念ながら旧石山中学校の校舎までは手が回らないというような実態でございます。今、説明いたしましたように、実態として収蔵しているものの管理ということでありますので、その辺の状況を見て最低限どの辺の補修なり対応で済むのか見て、最低限のことについてはやってまいりたいというふうには思っています。

高橋委員

遅くなると意味がありませんので、スピード感を持ってぜひお願いします。

図書館の登録率について

もう一点、38ページです。これも点検及び評価のところですが、図書館の利用者の登録率が他都市と比較して低いというふうになっておりますけれども、この辺の状況について説明をお願いします。

(教育)図書館長

他都市の図書館の登録率でございますが、例えば札幌では約27パーセント、それから函館では約28パーセント。10大都市の図書館では大体20パーセントを超す登録率でございますので、なるべく登録率が上がるように進めていきたいと思っております。

高橋委員

基本的な質問なのですが、この登録率というのはどういう意味なのか。

(教育) 図書館長

登録者の総数を人口で割った数字でございます。

高橋委員

その登録というのはカードをつくった人のことですか。

(教育) 図書館長

利用者カードの登録率でございます。

高橋委員

たまに図書館に行くのですけれども、人は結構います。ですから、同じような人ばかりなのか、利用者が固定されているのか、それとも子供たちになかなか利用されていないのか、その辺の分析についてはどのように考えておりますか。

(教育) 図書館長

確かに常連の方や、定期的に利用されている方もおられますけれども、入館者につきましては平成 19 年度で約 20 万 8,000 人を超える方に入館していただいております。1 日平均約 700 人になります。その中で、児童の入館者数ということでございますけれども、入館者数は入り口のセンサーでカウントしておりますので、一般・児童の区別はできませんが、登録者数で見ますと、小学校 6 年生までは全体の約 11 パーセント、中学生までを含めると約 19 パーセントとなります。そのほか親の利用者カードで子供の本、児童書を借りていく方もおられますので、全体のおよそ 4 分の 1 が児童の利用と考えております。

高橋委員

子供たちの読書離れといいますか、本離れが非常に言われて久しいのですけれども、何かしらやはり対策が必要と思うので、読みたいような本をそろえとか、そういう本を P R するとか、その辺の対策についてはどのように考えておりますか。

(教育) 図書館長

限られた図書等資料整備事業費ではございますけれども、例えば雑誌と図書の比率の見直し、あるいは図書の中でも一般書と児童書の比率の見直しなどを行いまして、今後、毎年度計画的に児童書の購入数を増加させていきたいと考えております。また、何よりも小中学生に図書館を知ってもらうことが大事だと思いますので、子供向けの図書館だよりあるいは出前講座などを通しまして、小中学生に対し図書館の利用の P R を強めていきたいと考えております。

高橋委員

次に、報告がありました社会教育推進計画から何点が聞きたいと思います。

観光振興へ反映する事業展開について

これもざっと見させていただきましたけれども、4 ページです。重点 2、文化芸術の関係ですけれども、これも昨年の代表質問で伺いましたけれども、社会教育に関連する事業は、観光振興へも反映する事業展開が重要という認識は同じだと思います。このことについて、以降、進展があったのかどうか、その内容についてお知らせください。

(教育) 生涯学習課長

観光振興へも反映する事業展開も重要ですという文言に関して、委員のほうから以前に文化・スポーツ行政の市長部局への移管についての御質問をいただいております。その後、教育委員会におきましてもその点について検討を重ねましたところ、文化・スポーツ行政について教育委員会のほうで所管することにはなったのですけれども、特にその中で観光振興と深いかわりのある社会教育施設、例えば総合博物館とか文学館、美術館、それらについては博物館法の定めの下にある施設ということでございまして、先般、博物館法につきましても改正があったわけ

なのですが、その中では現在のところ博物館に関して市長部局への移管についてはなかったということで、基本的にはこの社会教育施設などが小樽の場合、観光振興に深いかかわりがあるという認識は教育委員会の中にもございますが、現在もし移管をしても社会教育施設を除く部分、生涯スポーツにかかわる部分程度の小幅な移管になるということなので、今後の推移については検討をしながらも、現在はまだ少し早いのかということで検討をしたところでございます。

高橋委員

この件について教育委員会としては、平成 21 年度に何か考えていることがあれば教えていただけますか。

(教育)生涯学習課長

国指定重要文化財であります旧手宮鉄道施設、この中の機関車庫 3 号の修復工事を平成 18 年度から実施しております、21 年度に完了し、22 年の春から一般に公開して活用していく、そういう流れの中ではございますが、現在この修復工事にかかっているのが生涯学習課の文化財担当の職員なのですが、21 年度におきまして、この文化財の担当を総合博物館のほうに移管しようと考えてございます。その理由は今申し上げましたように、21 年度の修復工事を経て 22 年度の公開に向けて、この機関車庫 3 号をはじめとする旧手宮鉄道施設のほかに、総合博物館の中の鉄道関係資料を一体的に活用していく、そういう考えの中で移管し、それから、また近隣にあります手宮洞窟保存館、それから旧日本郵船につきましても、総合博物館と隣接した距離にあるということで、総合博物館と一体的な管理・運営がなされることの理由などから考えまして、総合博物館の人气が高まるのではないかと考えています。

教育部長

今、生涯学習課長から申し上げた部分とかかわるのですけれども、今回平成 21 年度の補正の部分で「ミュージアム・コミュニケーター」育成活用事業というのを立ち上げることができました。この事業について私どもが考えているのは、今課長が言いました総合博物館を核として、周辺のいろいろな重要文化財や史跡など、ある意味では旧手宮線の沿線といった一つのイメージを持ちながら、それを市外あるいは市内も含めてですけれども、訪れる人たちに全体的にアピールをする、説明をする。そうしたことをしていく人たちを育て上げていこうということで、このコミュニケーター育成活用事業というのを立ち上げておりますので、ちょっと今まで博物館の事業として、ボランティアなどはいろいろやってきている部分はあるのですけれども、それをさらに一步広げるといいますか、幅をつくるという意味でこの事業をしていきたいというふうに思っています。

それから、何本か特別展を 21 年度も入れておりますけれども、ただ昨年度、美術館の中村善策展などで来た方に、どこからいらっしゃいましたかということでアンケートをとってみたのですけれども、40 パーセント以上が札幌から見えられています。パーセンテージは、実は小樽の方よりも多い実態になっています。ですから、今年の文学館・美術館の特別展、あるいは総合博物館のアイアンホースの 100 周年、そうした事業につきましても、隣の大都市札幌市へのアピールの仕方などを工夫しながら、観光客の呼び込みといいますが、観光的要素も含めた特別展にしていきたいというふうに思っております。

高橋委員

ぜひお願いしたいと思います。

総合博物館の企画展について

6 ページですけれども、先ほども質問が出ていましたけれども、社会教育施設ということでそれぞれの施設が載っているわけですが、今、総合博物館の話が出ましたので若干聞きたいのですが、自分も年間パスポートを買って、できるだけ足を運ぼうと思って、昨年度からずっと通っております。このだれもが参加できる機会を拡充するというふうなうたっているわけですが、平成 21 年度の総合博物館の今後予定されている何か企画展の目玉みたいなものがあれば、ぜひ御紹介をいただきたいと思っております。

(教育)総合博物館主幹

平成 21 年度の企画展につきましては、先ほど部長が触れましたアイアンホース号の 100 周年記念事業を計画しております。その中で北海道におけるアメリカに焦点を当てまして、北海道の近代化にアメリカ人技師たちがどういった働きをしたかという企画展を 7 月から 9 月の予定で考えております。だれもが参加できるという点では、その式典のアイアンホース 100 周年の中では、例えば子供たちに機関士、車掌の衣装を着ていただいてそういった体験をする集いとかが、それから一般の方向けに、小樽の中に残っているアメリカの影、例えば建造物であり、アメリカ人によって始まった幼稚園、学校の跡を訪ねるとか、そういったツアーのものを考えております。それから、文学館と同じテーマを二つの館でやってみようというのを冬に考えております。「文学館ウィズ博物館」というタイトルをつけまして、文学館での展示を博物館が受けてやるのですが、同じテーマを二つの視点、文学館の視点、博物館の視点という形で、それぞれの館の特徴を見ていただく。これはちょっと一般の方向けの企画でございますが、そういうことを考えています。それからこの後すぐの 4 月の企画なのですけれども、これは博物館が長年ずっと豊倉小学校と共同で昆虫調査をしております。それを紹介する展示を行いまして、これは小さなお子様から小学生、もちろん保護者の方たち、それから学校関係者の方にもぜひ見ていただきたい企画というふうに考えております。

高橋委員

わかりました。私もぜひまた見に行きたいと思います。

文学館、美術館の企画展について

また、同様に文学館と美術館ですけれども、特別展、企画展は非常に大事な部分というふうに思っております。昨年も何回か行かせていただきましたけれども、小さい人形を使って作家を紹介する内容が非常によかったということで、札幌の方から電話をいただきました。ああいう工夫が非常に大事というふうに思っております。そういう意味で文学館・美術館の企画展、それから特別展というのが、今後、重要になってくるかというふうに思っているわけですけれども、この 2 館についても簡単で結構です。平成 21 年度の企画展で、これはやっていくというものがあれば教えていただきたいと思います。

(教育)文学館副館長

今、委員がお話してくださった企画展なのですけれども、昨年確かに非常に話題になりまして、それが口コミでどんどんと話題が広がっていき、入館者が増えていきました。高山美香さんという札幌のイラストレーターがつくってくださった 700 体に及ぶ世界の文豪、偉人の人形の中に、小樽の作家たちも含まれているという展示なのですけれども、実は昨年これをやったのが 10 月から 11 月なのですが、通常年間を通して 11 月は入館者数が少ないのですけれども、例年より突出して多いという開館以来のちょっと驚きのような結果となり、今年も人形展をもう一度今度は小樽文壇史という、小樽の部分膨らませて、そこに文学館の収蔵品をあわせた展示をちょっとやってみようというふうに計画しております。さらに高山さんにも一歩踏み込んでいただいて、我々もそこにいろいろ要素、我々の持っているものをつけ加えていこうと。それは、その文学館の展示が終わった後、ちょっと先ほど総合博物館主幹も答弁していたのですけれども、そのまま今度は博物館へ持って行って、その同じやはり小樽の偉人、あるいは世界の偉人たちなど、今度は博物館の収蔵資料をさらにあわせて、同じ人形が場所を変えることによって、どのように違った小樽の魅力を見せつけるかというのをちょっとやってみようというふうに思っております。これは間違いなく子供からお年寄りまで、文学に興味がある、歴史に興味があるということと全く関係なしにどなたでも楽しめるものというふうに思っております。そういうものをはじめいろいろ考えていきたいと思っております。

(教育)美術館副館長

美術館のほうでございますけれども、1 階に中村善策記念ホールというものがございまして、平成 20 年度は中村善策記念ホールができて 20 周年ということで「中村善策の全貌展」、引き続きまして「写実の求道者 伊藤正展」という特別展 2 本立てを行いまして、おかげさまで人数といいまして、歳入のほうも当初の予定をクリアした

と位置づけしております。

一方、来年度でございますが、実は市立小樽美術館が昭和 54 年 8 月に開館して 30 周年になります。開館 30 周年記念特別展ということで、「画家たちのパリ展」というのを今年の 5 月 23 日から 7 月 20 日まで開催することで、今、鋭意準備している最中でございます。さらに、この特別展に連動する特別展の 2 といたしまして、「女流三作家のまなざし」ということで、これもすべて小樽にかかわる女性の作家の絵画展を計画しております。

そういうことで、企画展については、ちょっと今資料がないので答弁できませんけれども、21 年度につきましても積極的に、先ほど部長の答弁にもありましたとおり入館者の 40 パーセントが札幌の方ということでございますので、小樽市民の方を呼び込むことはもちろんのこと、道内そして本州の方にも積極的な P R をすることによって、一人でも多くの方にこの市立小樽美術館に来ていただきたいということで、スタッフ一同、一生懸命その事業に取り組んでまいりたいというのが心境でございます。

高橋委員

ミュージアムショップについて

以前にも議論させていただきましたが、課題であったことを提案させていただきましたが、ミュージアムショップがなかったということで、小さなものでせひつくってもらったほうがいいというふうに提案させていただいたのですが、その後の進展がありましたら教えていただきたいと思います。

(教育) 美術館副館長

文学館と美術館が入っております小樽市の分庁舎につきましては、建物く体がそもそも 57 年と経年しており、当初は文学館、美術館としての利用でない建物でございましたので、施設的にもミュージアムショップの部分については、なかなかスペースがとれないというのが現状でございます。その後、話合いといいますが、計画の中にはそはしているのですけれども、進展していないのが実情でございます。

高橋委員

非常に残念な御答弁です。せっかく美術館に行き、記念品を買いたかったのだけれども何もなく、買えなかったという声を何人からも聞きましたので、できるだけ前向きにこれを考えていただきたい。せっかく小樽に来て、なおかつ美術館、文学館に来て何も無いというのは、これはいかなものかというふうに思うのです。

最後になりますけれども、建物が古いというお話が今出ていましたけれども、大きな意味で全体を直すというのはお金がないから無理な話だと思います。ですけれども、部分リニューアルという考え方で、少ない金額で何とか工夫をして、今の持ち味を生かした小樽らしい文学館、美術館の考え方ができないのかということをも前も提案をさせていただきました。これについては先ほどのミュージアムショップもそうですけれども、この点についてぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

(教育) 中村次長

文学館・美術館の建物について、残念ながら平成 21 年度の予算には計上できておりませんが、22 年度以降の中で財源を探して、今、委員のほうからお話がありました全面的な改築というのは不可能ですけれども、部分的に、例えば今の 1 階部分が内装を含めてかなり老朽化しているところがありますから、それを例えばレファレンスルームなり、あるいはボランティアの方々に集っていただけるようなスペース、それから今のお話にありましたミュージアムショップみたいなものが入れるような形に、教育委員会の庁舎管理の下で 22 年度以降にリニューアルしていくことを考えてございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

先ほどの報告の中から何点かお聞きいたします。

臨時財政対策債について

まず初めに、財政健全化計画の収支計画の見直しについてですが、御存じのように望ましいあり方は入りをはかって出を制すということですが、私のほうで気になるのは、この臨時財政対策債、これが平成 24 年度まで見積りを入れてきているわけですが、この臨時財政対策債について詳しく説明してください。

(財政) 財政課長

毎年度、地方財政対策におきまして、交付税を措置してもなお地方の財政が財源不足に陥る場合に発行する地方債でございますが、平成 13 年度からこういった臨時財政対策債というのが措置されております。この臨時財政対策債は起債でございますので、元利償還金の相当額につきましては全額、後年度地方交付税措置として基準財政需要額に算入されておりました。ちなみに 21 年度は、前年度比 55 パーセントの増なのですけれども、全国の市町村分で 1 兆 9,000 億円が措置されておまして、小樽市も同じく前年度比 55 パーセント増で 17 億 2,600 万円として、先ほど申しました財政健全化計画の見直し案及び 21 年度の予算に計上しております。

佐々木委員

この先も臨時財政対策債について、地方交付税との絡みですから、この辺の見通しというか、動きについてはつかんでいますか。

(財政) 財政課長

臨時財政対策債と交付税を合わせて実質的な交付税というところもあります。そういうようなことで、今後の臨時財政対策債につきましては、交付税そのものの減少、あるいは交付税の原資であります税金等の減少などが懸念される中で、政府の交付税収支が、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように措置されるというふうになっておりますので、今後そういった意味で動向に注視しなければならないというふうを考えておりますし、制度の趣旨上、必要があれば市長会を通じて、要望していきたいというふうを考えております。

佐々木委員

それで、日経新聞のほうにショックな数字が載っていたのですけれども、表題は「交付税の先食いに落とし穴」となっています。今、課長がおっしゃっていますように、2009 年度の地方交付税は、1 兆円を増税しますが、中身を整理すると 4,000 億円でしょう。総務省が「実質的な交付税」と位置づける臨時財政対策債と呼ばれる地方債に落とし穴が潜んでいる。中身は、これは交付税の足りない部分を自治体に借金させ、将来の返済を交付税で全額措置するという仕組みだということです。今の状態は自治体には負担が起きないように見えるが、交付税総額が増えない限り、国は地方に対して必要額を配ることはできないというのですね。鳩山総務大臣が「これは交付税の先食いだ」という表現をして、さっきも話が出ましたけれども、かつては配るべき交付税の原資が足りないと、国の交付税特別会計が市場で資金を調達して補ってきた。これだと国の借金なのか地方の借金なのか明確でないため、今の仕組みに改めたという歴史があります。地方の借金には、もともと政策誘導的な側面があるので、大抵の事業について国は償還金の一部を交付税で負担することを約束しているという現実です。しかし、国によるこの「約束手形」の合計が、ここがちょっとショックだったのですけれども、昨年秋初めて明らかになり、一部の金融関係者を驚かせた。地方財政健全化法に基づいて各自治体が将来負担比率を計算する際、自治体の負担から控除できるものとして総務省が開示したと、こういう流れなのですね。その額は実に約 90 兆円に上るといふことです。こういうふうに来年度の交付税はさらに増額して、今 15 兆 8,000 億円配ろうとしているわけですが、これは従来の交付額から考えると 5 年分に当たるといふことで、そうすると、いずれ交付税が地方債の元利償還ですべて消えてしまうという事態になるのではないかと、こういう読みなのです。だから、そういう面では、交付税の先食いによる落とし穴にはまらないようにしていかなければならないといふことで、先ほど十分注意してといふことを言ったので

すけれども、この辺の受止めについてはどうですか。

(財政) 財政課長

臨時財政対策債は起債ですので、借入額にもよりますけれども、20 年償還という形で、その元利償還金に対して 20 年間交付税で入ってくるという仕組みになっており、交付税法上も、地方財政法上でも位置づけられております。とはいいましても、その借金については交付税で、委員がおっしゃるとおり後から交付されるわけでございます。それで、先ほど私も申しましたとおり、交付税そのものの減少あるいは原資の減少が懸念されるということで、約束とそれから実態が伴うかどうか、そういうことはやはり注視しているところでありますので、もしその約束と実態が伴わない場合は、それなりの話を市長会通じまして要望していかなければならない、そのように考えております。

佐々木委員

細かい部分の質疑については今日は避けます。

社会教育推進計画に対するパブリックコメントについて

次は小樽市社会教育推進計画の部分です。この計画を出した後、もちろんパブリックコメントをとったと思いますが、その内容等について教えてください。

(教育) 生涯学習課長

社会教育推進計画についてのパブリックコメントでございますが、昨年の 12 月 15 日から 1 か月間、実施いたしました。これにつきましては、意見を提出された方については 1 名で、その意見等の件数については 3 件ございました。その 3 件とも今回の社会教育推進計画案自体の修正に至るものではございませんでしたので。

(「修正に至らないのですか。」と呼ぶ者あり。)

(教育) 生涯学習課長

修正に至らないということで、市の考え等としましては、ホームページ等で公開してございます。

佐々木委員

推進計画は基本の部分であり、この具体的な部分というのは実施計画になると思うのです。それはつくる用意があるのですか。

(教育) 生涯学習課長

推進計画の実施計画ということになりますが、これにつきましては従来から社会教育に関する単年度の計画を毎年つくってございました。それを引き継ぐ形で、今回の推進計画に基づき小樽市社会教育事業計画ということで、平成 21 年度から毎年度つくっていくということになってございます。

佐々木委員

そうすると、もう平成 21 年度が始まろうとしているのですけれども、いつごろになる予定ですか。

(教育) 生涯学習課長

既に案のほうは作成いたしておりまして、この後 3 月の教育委員会で決定し、平成 21 年度から実施ということで考えてございます。

佐々木委員

そうすると、それができ上がったら、こちらにも配布されるということでよろしいですか。

(教育) 生涯学習課長

事業計画ができましたら配布させていただきたいと思います。

佐々木委員

社会教育施設の利活用の推進について

それで、今度は中身のことについてちょっと触れさせてもらいますけれども、5 ページ、6 ページにかけて社会

教育施設の現状と課題ということで、生涯学習プラザ、図書館、総合博物館、文学館、美術館に絞って記述していただきますけれども、これらの施設を掲げたのは何か意味があるのですか。

(教育)生涯学習課長

社会教育施設の利活用の推進の中で、委員がおっしゃいますように、生涯学習プラザとか、これらの施設について項目を立てて、現状と課題ということで出ささせていただいておりますが、これらの施設を掲げたというのは、特に社会教育主事資格補を持っている者あるいは社会教育主事資格を持っている職員や司書、それから学芸員等の職員がおり、その社会教育施設が運営上で大きな活動をしているという点で、これらの施設については個々の施設について記載をしている次第です。

佐々木委員

実施計画はそれぞれの施設について具体的に盛られるのですか。

(教育)生涯学習課長

実施計画であります事業計画については、それぞれの施設の事業について記載させていただきます。

佐々木委員

社会体育施設について

社会教育施設のところはトータル的には変わっていないですね。その次の社会体育施設については、全部くくった形で載せているのですけれども、これは意味があるのですか。

(教育)生涯学習課長

今回の社会体育施設については、今、委員がおっしゃるように、こういうくくった形で掲載しておりますが、小樽市内には約 20 の社会体育施設がございます、それは祝津のヨットハウスとか、東におきましては銭函パークゴルフ場に至るまで、さまざまなスポーツの種目に関する社会体育施設がございますが、その多くが無人の施設ということでございますので、先ほど私が社会教育施設の中で市職員がいて活動しているという観点からすると、重みというのは変わらず重要なものではございますけれども、今回、施設の利活用の推進ということでまとめさせていただいた形でございます。

佐々木委員

具体に入ると、この社会体育施設のところは、いろいろな要望があって実施しなければならないようなこととか整備のこととかがありますけれども、今は重要ではないというような押さえが、このような表現になったのかというふうに思っていますが、具体的な部分についてはやはり聞いておきたいというふうに思います。

アンケートについて

それから、その次のところでアンケートをとりましたね。アンケートをとる中で気になるというか、こういうアンケートをとった意味は何かというところを聞きたいのですが、まず問3で、「どこで学んだかという学校歴」が重視される社会から「何をどれだけ学んだかという学習歴」が重視される社会へ変えていくことが大切であるといわれていますが、あなたはそのような社会に変わってきていると思いますか」という問いに対して、これは「大いにそう思う」というのは 116、「大体そう思う」が 124、合わせて 240。「余り思わない」が 177、「全く思わない」が 18 となっておりますが、この設問の言わんとするところは何でしょうか。

(教育)生涯学習課長

アンケートにつきましては、今回の結果を「 1 」と言っていますようにこれから毎年続けていく内容になってございます。また、設問の大きな項目については、北海道教育委員会のほうで行っている生涯学習に関するアンケートに重なるような形で、そういうふうに比較が可能になるような形で設定になってございますが、今回、問3で行っております学校歴、学習歴についての問いでございますけれども、いわゆる生涯学習社会の重要性が言われておきまして、学校を卒業してからも生涯勉強を続けていくということが重要である。それが生涯学習社会の一つ

の姿かと思うのですが、それについて住民の皆さんがそのような社会に変わってきているだろうか、生涯学習社会への移行が進んできているだろうかという趣旨での設問になっております。

佐々木委員

だから、そういう答えが出て当然だということなのですか。

(教育)生涯学習課長

この答えにつきましては、「大いにそう思う」「大体そう思う」、これを二つ足すと 55.2 パーセント、「あまり思わない」「全く思わない」を足しますと 44.8 パーセントということで、比べますとそういう生涯学習社会になっているという方のほうが少し多い状況にはなっておりますけれども、これから変わっていく可能性があるかというふうに判断しています。

佐々木委員

それもこれも含めて市民は黙ってはいわれないわけですから、啓もうしていくということなのですね。

それから次に、問 5 は、「あなたは今後、学習活動を行ってみたいと思いますか」という問いに対し、「行ってみたい」という人が 327 人で大半なのですが、「行ってみたいと思わない」が 22 人、「わからない」41 人、無回答が 58 人いるのです。この辺の分析はどうされていますか。

(教育)生涯学習課長

この問 5 につきましては、問 5 - 1 に「あなたは今後、どのような内容の学習活動を行ってみたいと思いますか」という設問があるのですが、その導入に係るといいますか、生涯学習活動に対する意欲をまずお伺いするという設問になってございまして、次の問 5 - 2 以降の設問への導入部分ということで考えております。その結果ですが、そういった学習活動を行ってみたいと思うという方が 83.8 パーセントおられるという状況になっておりますので、市民の中で学習活動に対する意欲や関心が高いということが言えるのではないかと思います。

佐々木委員

問 8 「あなたは、人々が学習活動を通して身につけた知識や技術などを社会的に評価することについてどう思いますか。」「社会的に評価すべきである」が 242 人、「社会的に評価すべきではない」67 人、「わからない」106 人、無回答 33 人、これはどのように分析されていますか。

(教育)生涯学習課長

問 8 につきましては、いわゆる学習活動を通して身につけた知識や技術などについて、他者が評価する、社会的に評価されるということに対する批評について聞いているところなのですが、この回答欄を見ますと、58.3 パーセントの方が「社会的に評価すべきである」というお答えをしているところを見ますと、いわゆる人々が生涯学習活動というものに重きを置いて、その結果について社会的にも評価されるべきであるというふうに考えておられるというふうに受け止めております。

佐々木委員

アンケートの部分には、「生涯学習に関する講座の内容及び費用等について」、それから「生涯学習に関する情報提供や P R 等について」、「社会教育施設に対する要望等について」の記述があります。これらについての今後の取扱いはどうなるのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

生涯学習に関する講座の内容及び費用等についてということですが、これはアンケートの中で自由記載の部分を項目別に区分して、内容を記載したものでございますが、この中で非常に目立つのが生涯学習に関する講座の内容及び費用等についてということで 3 件ございましたのが、「市の施設を充実させるとともに、講座の受講料を軽減する」という項目が多かったのですが、これは私どももはつらつ講座という形で 10 回で 3,000 円の講座を行っているわけですが、非常にこれは人気のある講座でして、市民の方には低廉な受講料での講座の開催を望んでいるのだ

ということがこれに出ているのかというふうに思っています。そのほかにもその下に、「会社勤めをしていると時間が全くないので平日教室が多くて残念。活動時間をもっと幅広くして欲しい。日曜日や午後 6 時以降から始まる教室を増やして欲しい」というのが 6 件ございまして、利用される方が御自身の勤務形態とか生活の時間帯等によってフレキシブルに受講できるものを望んでいるということがうかがわれるというふうに考えております。

佐々木委員

わかりました。反映させていただきたいというふうに思います。

教育委員会の事務の点検及び評価報告書について

次に、平成 20 年度の教育委員会の事務の点検及び評価の報告書ですが、中身に入る前に、表題なのですが、小樽市教育委員会の事務の点検及び評価とこういう表題になっていますが、事務事業の評価というのが普通一般的であり、内容がわかるのですが、ここに書かれている、やろうとしている部分はいいのだけれども、ちょっとこの表題と点検する部分について、どのような意味合いなのか。

教育部川田次長

この事務の点検といいますのは、このはじめの部分に示していますけれども、改正された法の中に「教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い」というふうにございます。その法律に基づいて私どものほうはこういう表題にしたということでもあります。

佐々木委員

だから、そういう意味ではその法にのっとっている部分だけれども、中身から考えてみると点検し評価、この事務は実際どうだったのかという内容に触れてくるのではないかとこのように思うのです。先ほどの話ではないけれども、基本方針を物すごく盛りだくさんにした結果、それに追われてもう大変な目に遭うのではないかとこのように私の感想なのです。だから、我々が、これは教育委員会の中でもそうだけれども、事業評価とか政策評価とか、こういうところに結びついていくような事務事業評価というものを求めているわけですが、今言っているのは、その法に基づいてとなっていますけれども、この後の部分でいろいろと点検するなど、やはり事業を起こしているわけですから、その事業についての評価というか、事前もあれば事後の評価というものがある。事務自体を評価していくということはちょっといかな感じがしているのですけれども、どうですか。

教育部長

一つは、全く関連がないわけではないですけれども、いわゆる自治体、北海道等が行っております事務、行政評価の一連の体系といいますか、そのものとこれ自体はちょっと異なる部分があるということは御理解をいただきたいと思います。ですから、私どもとしては、もちろん評価という部分も大事な点なのですが、教育委員会がそれぞれの計画に沿ってどういうことをやっているのか、それをできるだけ市民の皆さんにわかっていたらということで、こういう構成にしたものですから、いわゆる行政評価そのものとはちょっと区別してお考えをいただきたいというふうに思っております。

佐々木委員

その辺であれば、内部で評価し合っているのかという話も出てくるわけです。それで、一応有識者が 2 人いますね。この 2 人に絞ったというのは意味があるのですか。

教育部川田次長

2 人に絞ったというのは意味があるわけではないですけれども、何人でもそれは構わないと思っていますけれども、ただ今回は学校教育推進計画と、それから社会教育推進計画をベースにして事務の点検を行ったということがあります。それから、学校教育には小樽市 P T A 連合会の方は見識が深いというふうに思っていますし、また社会教育のほうでは元社会教育委員の方ですから、この私どもの教育委員会の事務を見ていただいて、ここに評価がありますけれども、やはりいい点とか悪い点とかありますので、そういう目を見ていただいて、我々は学識経験者の

方の御意見を参考にしていって、次年度に向けていきたいと考えております。

佐々木委員

先ほどの話ではないけれども、実施要綱に基づいていくということであれば、今年度は 2 人としていますが、今後この評価する人については増やしていくというようなことは考えていますか。

教育部川田次長

今は、学校教育と社会教育の部門という中からお一人ずつというふうに考えてございますので、この 2 名体制でいきたいというふうには思っております。

佐々木委員

給食費の改定について

それから、給食のほうの関係です。一つ確認しておきたいと思っていることなのですが、学校給食費の改定と言っていますが、この学校給食費の押さえをしっかりと整理しておく必要があるというふうに思っているのですが、学校給食費の定義づけについて教えてください。

(教育) 学校給食課長

学校給食費の関係でありますけれども、学校給食法の第 6 条の中で、これと関係する同法の施行令等がございますが、給食に従事をする方の人件費だとか、それから給食の実施に必要な施設及び設備等の修繕費、さらには光熱水費、そういったものは設置者の負担とされ、それ以外の経費、食材料でありますけれども、それについては保護者の負担とする旨定められております。

佐々木委員

保護者のほうも紛らわしくなるのは、学校給食費の値上げということになると、いわゆる要因は、あくまでも食材でしょう。食材に関するものは保護者負担に基づいてやっているのですが、給食費の値上げと言うと、今おっしゃったように除く部分も含めて全体を表しているような感じだから、今回値上げをするというのは、食材の購入は全部負担してもらおうということになるのでしょうか。ですから、昨年に値上げをして今年度も上げるということは、食材の高騰が要因であると絞った言い方でなければならぬのです。そうすると、今、小麦粉、米、牛乳の値上げに対してついていけないから上げるとなっているわけだけれども、食材の購入の仕方はいろいろ工夫しているというふうに思うのです。ですから、前にも話したことがあるのだけれども、小麦粉が上がるとすれば、米飯とかこういうようなところにも、調整をしていくというようなことも可能ではないかというふうに思うのです。ですから、パンの値段が上がった、何が上がったから、これらはね返ってくるということをもう一度説明するにしても、そのところをしっかりと押さえながらやる。ということで、いわゆるパンにこだわっている部分があるけれども、道内産小麦の価格が上がっているから給食費にはね返ってくる。今、例えば米飯の回数を増やすことなどを含めて、検討し合いながらやっていくということが必要と思うのですけれども、その辺についてはどうですか。

(教育) 学校給食課長

今回、教育委員会の中でいろいろと御検討をいただきました。それで、今、委員がおっしゃったように、小麦粉の原料が上がったことで、パンの製品単価等も間違いなく上がってきておりますので、米飯との価格差も生じております。そうした中では、教育委員会でも米飯の回数増といった御意見もございました。それで、最終的には、回数増という方針ではなかったのですが、やはり検討の中では、米飯につきましては、栄養価でいきますとパンと比べ、たんぱく質とかカルシウム、ビタミンなどが若干少ないということがございます。それを補うために今度はおかずで補うということになりますし、そうしますと、おかずの関係での費用の効果という観点も考え合わせなければならないという面もございまして、この給食内容の面も含めて、さらに慎重に検討すべき課題と思っております。

佐々木委員

そういう意味からしてみれば、誤解される部分もあるかもしれないけれども、やはり御飯にすることにしても、食材の工夫もしながらおいしく食べる。私の経験ではパンとラーメンが出てきたので、そういうふうな組み合わせはどうもという感じがするわけです。依然としてそういう部分もあったりするようですが、やはり楽しい食事ができる、そして、食材も、地産地消ではないけれども、地物を買って、そしてその部分についての値段が上がるというか、そういう理解ができれば、それは納得していただけるのではないかという感じもするのですけれども、そのところは今後の課題にしてもらいたいと思います。

昨年の火災の出火原因について

それでは次に、火災と救急関係のところの部分について、予算特別委員会でもやったのですけれども、火災発生もいろいろありましたがこの出火原因について教えてください。

(消防) 予防課長

昨年の火災の出火原因の状況でございますが、出火原因では放火・放火の疑いが 13 件、コンロの関係が 9 件、たばこ火等の不始末が 8 件、電気関係等が 8 件、ストーブ 8 件と続き、前年と同様に火災原因の第 1 位は放火又は放火の疑いということになっております。

佐々木委員

この放火の原因というか、その放火対策についてはどうなっていますか。

(消防) 予防課長

放火の火災につきましては、夜間、また人目を避けて行われますことから、未然に防止することはなかなか困難と考えております。しかし、放火されない環境づくりとしまして、建物の周りには燃えやすいものを置かない、また例えばアパート、共同住宅等の共用部分の階段、それから廊下等に可燃物を置かない、ごみなどを決められた日、決められた時間に出すというようなことについて、可燃物の適切な管理について、現在行われております焼死火災事故防止強調運動、春季火災予防運動、また、通年行われております防火行事などにおきまして、市民の皆さんにもお知らせをしているところでございます。

なお、今後につきましても、引き続き放火されない環境づくりについて呼びかけをして、このことを通じて地域の防火意識を高めていただきたいというふうに考えております。

佐々木委員

救急出動の状況について

救急活動の状況と、それと救命率も含めて、まとめて教えてください。

(消防) 警防課長

平成 20 年中におけますいわゆる救急出動関係の状況について説明申し上げますと、出動件数は 5,760 件、搬送されました人員、搬送人員につきましては 5,380 名でございます。また 1 日平均では 15.8 件、1 日の最高の件数、これにつきましては 29 件でございます。過去最高でございました 17 年は 6,245 件でございます。したがって、これよりも 485 件下回ったということになります。前年から比べますと、346 件も減少したという状況でございます。4 年ほど 6,000 件を超えてございましたけれども、ようやく 5 年目に 6,000 件を割ったというようなことでございます。

減少の理由でございますけれども、これについてはいろいろあるかと思いますが、一つは人口の減少もあるかと思っております。また、救急車の適正利用につきましては私どもも各行事等では必ずお願い申し上げてまいりましたし、ホームページ等でもかなりお願いしてまいりましたこともあって、その辺の部分で多少効果があったのではないかと思っております。

また、燃料の高騰などもございましたので、車両での移動が意外と少なく、そういう部分での減少もあるだろ

うと推察されるところでございます。

また、65 歳以上の高齢者の方の救急搬送でございますが、これにつきましては依然と多くなってございまして、全体の搬送人員の 59.5 パーセントを占めてございます。事故種別では、救急、いわゆる急病が最も多くなってございますが、その次に転院搬送、一般負傷、交通事故の順となっております。

次に、救命率の関係の御質問がございましたが、私ども国等に報告する資料の中では、いわゆる 1 か月生存された方の数字等を出してございます。この数字につきましては、平成 20 年中いわゆる心肺そ生を対象とされた方です。救急隊員が到着したときに残念ながら死後硬直等がございまして、結果として手の施しようのない方も多々ございます。ただ、20 年中は、いわゆる心肺停止状態でも心肺そ生等できる状況下にあった方は 200 件でございます。この 200 件のうち、実際に救急救命士等がそ生処置をいたしまして 1 か月以上生存された方、救命率になるかと思っておりますが、昨年では 15 名おり、200 分の 15 ですので 7.5 パーセントになります。その 15 名のうち 3 名の方が幸いなことに社会復帰をされまして、通常の生活をなされてございます。

この救命率は、今後も上げてまいりたいと考えておりますけれども、そのためには私どもの消防本部としては救急救命士等のいわゆる救急資格者の養成、それから救急車の高規格化、あるいは資機材の高度化、そして最も危うくしてございますけれども、現地に到着するまでの空白の時間を市民の方に応急手当をしていただく、そういうような普及啓発に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

佐々木委員

所得税法第 56 条の廃止について

所得税の陳情の関係です。先ほど高橋委員もやっていたのですけれども、陳情の趣旨を聞いた受止めと、全国的な動きがあったら教えてください。

(財政) 市民税課長

全国的な各自治体における動きについての状況につきましては、私どもも今回の陳情があったときに確認しようということで、採択している議会の資料をいただいておりますが、不採択の議会の情報というのがあまりないので、北海道内の市町村についてもいくつか調べてみましたが、陳情が提出されていないとのことであり、各自治体の動きについては把握していない状況でございます。

佐々木委員

白色申告の人の先ほどの陳情趣旨説明にあったような立場に置かれた人を救うというような観点で、いわゆる所得税法第 56 条を廃止することで、何か影響というのはあるのでしょうか。その辺についてはどうなのですか。

(財政) 市民税課長

特に事業を行う方についての税法ですけれども、事業の形態というのは企業という形もあれば、個人という形態も選択できると思いますし、あるいは個人経営の場合であっても、先ほど言いましたように青色申告制度、白色申告制度というのを選択できるということになっておりますので、それぞれの事業主の方が何の申告を選択するかを御判断いただければというように考えています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 44 分

再開 午後 5 時 15 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 45 号は可決、本委員会に新たに提出された陳情第 1146 号所得税法第 56 条の廃止を求める意見書提出方については採択を、継続審査中の陳情については、いずれも採択を求めて討論をします。

小樽市非核港湾条例案、継続審査中の案件についての詳しい内容は本会議に譲りますが、陳情第 1146 号についてです。同一生計親族に支払う対価を事業所得の必要経費とせず、また、これを受け取った親族の所得としない規定については、個人課税を原則とする近代税制の立場から、また、先進国の例から見ても時代遅れであり、税理士会の中でも廃止の意見が主流です。地方自治体にも意見書を提出する動きが広がってきています。税法の整備にはなお条件をつける必要がある部分もありますが、見直すきっかけを喚起するためにも、陳情を採択していくことが大事であることを訴えて討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 45 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号、第 1086 号ないし第 1108 号、第 1119 号ないし第 1140 号及び第 1146 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、この 3 月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介を申し上げ、一言ずつごあいさつをいただきたいと存じます。

(理事者挨拶)

本日は、これをもって散会といたします。